

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 千葉 康一郎

- 1 日時  
平成 19 年 12 月 10 日(月曜日)  
午前 10 時 3 分開会、午後 4 時 15 分散会 (うち休憩午前 11 時 54 分～午後 1 時 4 分)
- 2 場所  
第 5 委員会室
- 3 出席委員  
千葉康一郎委員長、小野寺有一副委員長、及川幸子委員、三浦陽子委員、高橋元委員、  
樋下正信委員、高橋博之委員、木村幸弘委員、及川あつし委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
佐々木担当書記、大坊担当書記、津軽石併任書記、花山併任書記、河野併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 環境生活部  
菊池環境生活部長、小田桐環境生活企画室長、  
古川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、菅原環境生活企画室企画担当課長、  
谷地畝環境生活企画室県民生活安全担当課長、  
高橋環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当課長、加藤環境保全課総括課長、  
谷藤資源循環推進課総括課長、菅原自然保護課総括課長、  
青木資源エネルギー課総括課長、遠藤青少年・男女共同参画課総括課長、  
杉村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及担当課長、  
吉田産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当課長
  - (2) 保健福祉部  
赤羽保健福祉部長、古内保健福祉企画室長、野原保健福祉企画室企画担当課長、  
柳原医療国保課総括課長、高田保健衛生課総括課長、下屋敷地域福祉課総括課長、  
及川長寿社会課総括課長、小林障害保健福祉課総括課長、川上児童家庭課総括課長、  
尾形医師確保対策室長
  - (3) 医療局  
法貴医療局長、細川医療局次長兼病院改革室長、佐々木参事兼職員課総括課長、  
熊谷管理課総括課長、岡山業務課総括課長、三田システム管理室長、  
根子病院改革室経営改革監、相馬病院改革室医師対策監

7 一般傍聴者

17人

8 会議に付した事件

(1) 議案

- ア 議案第1号 平成19年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
- イ 議案第2号 岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第6号 循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例
- エ 議案第7号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- オ 議案第8号 浄化槽法施行条例の一部を改正する条例
- カ 議案第9号 社会福祉研修所条例を廃止する条例
- キ 議案第10号 ひとにやさしいまちづくり条例
- ク 議案第13号 県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 請願陳情

- ア 受理番号第3号 海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願
- イ 受理番号第15号 2008年4月実施の「後期高齢者医療制度」の凍結・見直しを求める請願
- ウ 受理番号第16号 障害者への差別をなくすための岩手県条例の制定について請願
- エ 受理番号第17号 灯油・石油製品の異常高騰への緊急対策を求める請願
- オ 受理番号第18号 灯油・石油製品の異常高騰への緊急対策を求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉康一郎委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

本日は、菅野担当書記にかわり、大坊担当書記が出席いたしております。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成19年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、第1条第1表債務負担行為補正のうち2変更を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小田桐環境生活企画室長 環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の3ページをお開き願います。

債務負担行為補正のうち、環境生活部関係は、2変更の県境不法投棄現場環境再生事業がありますが、これは汚染土壌対策の実施に当たりまして、汚染土壌対策技術検討委員会にお

いて浄化処理方法の検討を進めてまいりました結果、汚染土壌を安全、確実に除去するためには、十分な施工期間を確保する必要があるとの結論が出されたことに伴い、平成 20 年度までとしていた債務負担行為の期間を 21 年度まで延長しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 6 号循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○谷藤資源循環推進課総括課長 循環型地域社会の形成に関する条例の改正案の内容について御説明を申し上げます。条例議案等説明資料の 1 ページを御覧ください。

まず、改正の趣旨でございますが、盛岡市の中核市移行に伴いまして、同市が廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者等の許認可、指導等の権限を持つとともに、産業廃棄物対策のための条例を独自に定めるため、県条例の適用範囲を限定し、県と盛岡市の役割分担を明確にしようとするものであります。

条例案の内容でございますが、今回の改正案は、事業者規制等の規定における盛岡市の区域への適用除外規定を設けることなど、県条例と盛岡市条例の適用関係を整理するものでございます。

なお、その他のところで、盛岡市はこの 12 月定例市議会におきまして、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案を提案してございまして、市内の事業者に対し、県と同じ内容の規制等を設けることとしているところでございます。

本条例は平成 20 年 4 月 1 日からの施行ということでございます。

以上で条例案の概要についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 今回の盛岡市の中核市移行に伴うということでございます。本会議の質問で斉藤委員から全般についての質問があったと思うのですが、盛岡市が保健所をつく

りまして、新たに権限が移譲されるわけですけれども、指導とかいろいろ、職員の皆さん方はこれまでもやってこられたと思うのですが、この産廃関係の分野についてどうなっているか、状況をお知らせいただきたいと思います。

また、課題もあるやに聞いているのですが、概要で結構でございますので、この委員会で報告していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○谷藤資源循環推進課総括課長 産業廃棄物について盛岡市が対応するというので、一昨年から盛岡市との職員の交流、それから今年度には職員の研修をトータルで受け入れてございます。ほかに保健所や振興局の中でも実際に連携をして準備をしてくれているというところでございます。

また、いろんなシステムを県と同じように使えるような形でシステム等についても、盛岡市が導入するような形で今進めてございまして、4月施行に対して円滑な移行に、このように取り組んできているところでございます。

課題としては、慣れていないという部分での不安があるということは聞いておりますけれども、これは今後とも県と市と情報を密にしながら対応できるのではないかなということでございます。

○及川あつし委員 特に警察ですか、今本県には警察官の出向の方がいて、取り締まりについて円滑に進めるようにということで、随分以前からやられていると承知しておりますけれども、盛岡については簡単にはいかないのかなと思っておりますけれども、やはり取り締まりの部分が非常に大事なことだろうなというふうに思っております、そのあたりをぜひ留意して、権限の移行に伴ってしっかりやっていただきたいというふうに思うわけですが、何か所感があれば承りたいと思います。

○谷藤資源循環推進課総括課長 ただいま、委員からお話ございました県警との連携について、市が権限を持ったとしても、これは同じようにやっていくものと考えてございまして、こちらで得た情報、あるいは県警で得た情報、あるいは市で得た情報、お互いにそれぞれ情報を共有しながら対応していくような形をとっていきたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤環境保全課総括課長 それでは、議案第7号公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。議案(その2)の33ページをお開き願います。便宜、お手元の条例案の概要の資料で説明をさせていただきますので、議案書とあわせて御覧いただきたいと存じます。

まず第1、改正の趣旨であります。これは近年、岩盤浴など浴槽を持たない公衆浴場や、リラクゼーションを目的とする公衆浴場など、さまざまな営業形態の公衆浴場が市街地に開業されるようになってきたことから、これらの施設についても、県民が利用しやすいよう、浴場間の距離規制、一、配置の基準でございますが、これを緩和しようとするものであります。

あわせて、営業者が営業施設等に講ずべき衛生措置基準についても、さまざまな営業形態に適切に対応できるよう改正しようとするものであります。

第2、条例案の内容でございますが、第1点目は、現在一部の例外を除いて350メートル以上離れなければ設置できないこととしている公衆浴場の配置の基準について、一般公衆浴場、いわゆる銭湯同士に限り適用させようとするものであります。

ただし、現に一般公衆浴場を利用している地域住民の入浴の機会を確保するため、この条例施行時に許可を受けている一般公衆浴場と、この条例施行後に新たに設置しようとするその他の公衆浴場で浴槽を設けるものとの配置の基準につきましては、従前どおり350メートル以上とする経過措置を設けようとするものであります。

次に、資料3ページをお開きください。配置基準の改正の概要を、改正前後、表で比較したものでございます。

まず、記号の意味でございますが、丸印は設置が可能な場合、三角印は一般公衆浴場に適用される物価統制令で定められた料金、現在は390円となっておりますが、この5倍の料金、1,950円以上を徴収する場合に限り設置が可能な場合、バツ印は設置できない場合をそれぞれ表しているものでございます。

改正前では、5倍以上の料金を徴収しなければ、既存浴場の350メートル未満に設置できないこととしておりましたが、改正後は一般公衆浴場同士の場合以外は、5倍以上の料金を徴収しなくても設置することを可能にしようとするものでございます。

また、経過措置としまして、条例施行時に現に許可を受けて営業している一般公衆浴場の周辺に、その他の公衆浴場で浴槽を設けるものを設置する場合には、5倍以上の料金を徴収しなければ設置できないとする現在の配置基準をそのまま運用させようとするものであります。これは、今回の条例改正を既存の一般公衆浴場に適用した場合、浴槽を設けるその他の公衆浴場と一般公衆浴場が競合することが想定され、既存の一般公衆浴場の経営を圧迫することが考えられます。最悪の場合には、廃業に追い込まれるおそれがあることから、現に一般公衆浴場を利用している地域住民の入浴の機会を奪ってしまう可能性もあるため、

従前どおりの配置基準を適用させようとするものであります。

次に、資料4ページをお開きください。この資料は、措置基準の改正内容を、改正前と後で比較したものでございます。条例改正の第2点目であり、その他の公衆浴場の営業者が営業施設等に講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準について、知事が支障ないと認める場合に適用しないことができる範囲を拡大しようとするものであります。

まず、現在措置基準の適用を除外している施設は、福利厚生施設、温泉及びサウナに限っておりますが、これをその他の公衆浴場に拡大するとともに、除外できる措置基準の項目をふやそうとするものであります。

初めに、第2の脱衣室及び浴室の照明の照度の基準についてであります。リラクゼーションが目的である場合など、常に150ルクス以上の照度を必要としない施設にありましては、浴槽の衛生確保のため清掃時に基準の照度を確保できる場合には適用を除外することができるようにしようとするものであります。

次に、第7号の脱衣室と浴室の境界を見通しができる材料とすることについてであります。その他の公衆浴場におきましては、脱衣室と浴室が廊下などで離れているものもあることから、施設の形態により適用を除外することができるようにしようとするものであります。

第8号の便所を男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ1個以上設け、常に清潔に保つことについてであります。近接した場所に設置し、利用に支障がないと認められる場合には適用を除外することができるようにしようとするものであります。

第10号の洗い場の床面積を浴槽の面積の3倍以上とすることについてであります。リラクゼーションを目的とする施設などで多様な浴槽を設置する場合には適用を除外することができるようにしようとするものであります。

第11号の洗い場に相当数の洗いおけや腰掛けいすを備えつけ、常に清潔に保つことについてであります。立って利用するシャワーのみの洗い場など、腰かけを必要としない施設もあることから、利用形態により適用を除外することができるようにしようとするものであります。

第12号の浴槽の面積は1.6平方メートル以上、浴槽のへりの高さはおおむね0.05メートル以上とすることについてであります。面積につきましては、リラクゼーションを目的とする施設など、利用形態に応じた必要な面積が確保されている施設につきましては適用を除外することができるようにしようとするものであります。

また、へりの高さについては、洗いが浴槽に流れ込まない措置が講じられている施設については適用を除外することができるようにしようとするものであります。

第16号の連日使用型循環浴槽を除く浴槽の湯水は1日に1回以上かえ、浴室内を十分清掃することについてであります。これにつきましては、現行と同様、温泉利用のその他の公衆浴場についてのみ適用を除外することができるようにしようとするものであります。

第24号の脱衣室及び浴室は男女ごとに設け、12歳未満の者を除き、男女各別に利用させ

ることについてですが、家族貸し切りで利用する場合や、介助を要する者とそれを介助する者だけを入浴させる場合など、風紀上問題がないと考えられる場合に限り適用を除外することができるようにしようとするものであります。

資料2ページにお戻り願います。第3の施行期日でございますが、この条例の施行期日は、公布の日から施行しようとするものであります。また、今申し上げましたように、経過措置を設けようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 施行条例がこれから改正されるということですが、公衆浴場の県内の今の軒数というのはどのくらいであり、そしてまた今まで、その中で改善を促してきた軒数というのはどのくらいあって、改善はされてきたのか、まず公衆浴場の部分です。

それから、岩盤浴ですけれども、大きいところ、小さいところ、そして値段がまちまち目につきます。プレハブでやっている岩盤浴さんもありますけれども、県内で岩盤浴を実施しているのはどのくらいなのでしょう。

○加藤環境保全課総括課長 いわゆる一般公衆浴場、銭湯と申しますが、これの数につきましては、現在40施設でございます。これは5年前の65施設と比べて非常に減っておりますという状況でございます。その他の公衆浴場は、これは岩盤浴等も含めたものでございますが、159施設となっております。特に岩盤浴に限って設置状況を見ますと、本年12月末現在で23施設となっております。

それから、改善指導という意味が理解できなかったのですが。

○及川幸子委員 すみません、こういうことです。ちょっと違反的な行為というか、そういう施設の中でうまくないことがあって県から指導された。それですぐにそういう改善をされて適用していますかということ。

○加藤環境保全課総括課長 公衆浴場につきましては、保健所におきまして立入検査をしております。おおむね2年に1回程度見るようにしております。衛生的な措置が講じられているかどうかをチェックしているところでございます。最近の違反と申しますか、レジオネラで自主検査を行って、基準が10単位ということであるわけですけれども、それを超えた例が多少ございます。これにつきましては、現地の保健所におきまして、清掃と消毒の徹底を指導しているということでございます。それ以外の改善を要する事項については、大きなものはなかったというふうに記憶しております。

それと、あと料金関係でございますが、いわゆる銭湯につきましては、物価統制令で入浴料金の上限額が、今現在390円というふうに決められておりますが、それ以外の岩盤浴であるとかその他の公衆浴場につきましては料金の規制は受けない、あくまで自分たちが独自の考えで設定をするということになっております。

○及川幸子委員 お話に出ましたけれども、衛生上まずいということで、レジオネラ菌で県内の温泉場でこういうところがあるということですが、今後とも名前は全く公表しないの

でしょうかね。私たち温泉愛好者としては、危険なところには行きたくありませんので、どういうところなのだろうという声が聞かれますが、そういうところで公表するということは今後もないのでしょうか。

○加藤環境保全課総括課長 岩手県におきましては、レジオネラが少しでも検出された場合には報告をいただいております。実はレジオネラと申しますのは土壌細菌でございます、土ぼこりなどには必ず入っているものでございます。

あとは1年間に1回以上の測定を義務づけておりまして、それが検出された場合には報告をしていただいております、その状況について、現在報道機関に情報提供しているところでございますが、この目的は、いわゆる同業者の方々などに対する警鐘の意味で公表しております。

いわゆるレジオネラというのは、日和見感染と申しまして、レジオネラ肺炎を起こしたりするわけですけれども、免疫力の非常に弱い方が発症しやすいということがわかっておりまして、いわゆる基準ぎりぎりを超えた場合に直ちに健康被害が起きるということではございません。あくまで、例えば万単位とか10万、100万とか、非常に多量に検出されているような場合に危険性が増すものでありまして、本県が基準と決めている10という単位を微量超えた場合には、ほとんど危険性はないと考えております。

そのために名前まで公表しますと、これは恐らく場合によってはもう営業できなくなってしまうのではないかとございまして、あくまでレジオネラを防ぐために大切なのは清掃と消毒であります。その清掃と消毒のやり方が本当にどうかというのをチェックするために水質検査をするというものでございまして、それを超えたことをもって直ちに、懲らしめみたいに施設名までを公表するというのは余りにも行き過ぎではないかなというふうに考えております。

○及川幸子委員 それでは、清掃、消毒ということですので、徹底した指導のもとに、公表しないなら、改善しないところにはそれなりの、営業停止になっても仕方ないと思いますが、その辺のチェックを今後とも引き締めてやっていただきたいと思っております。以上です。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○及川あつし委員 ちょっとわからないのでお聞きしたいわけですが、今加藤課長さんから御説明がありましたけれども、5年前には65軒あったのが今は40軒。一般公衆浴場というのが減っているという傾向が示されております。盛岡でも何軒ですか、私が今数えたところで3軒か4軒ぐらいしか、もうちょっとあるのかもしれませんが、ないのではないかなというふうに思うわけですが、そもそも今回の条例改正に関しては、一般公衆浴場同士に限って配置基準は維持するわけですよね。私が理解するところだと、一般公衆浴場をこれから開業されようという方は皆無ではないかなと実は思っております、実際今この一般公衆浴場的な浴場とすれば、いわゆるその他の公衆浴場、ちまたで言われるところのスーパー銭湯的なやつの開業意欲のある方は、相当数ロードサイドにあるのではないかなというふうに思っております。

そうなる、そもそもこの条例の配置基準というものが要るのかなというふうに、今聞いておりました思ったのですが、説明の中で、一般公衆浴場が影響を受けてつぶれないようにというような趣旨の御説明があったわけですが、一体そういう事業意欲を持っている方がいるのかなというふうなことを考えると、そもそも論、もうこの配置基準等についても、なくしていても構わないのではないかなというふうに思うわけです。検討の過程でそういう議論があったかなかったか、またこれをどういうふうに考えたらいいか、ちょっと説明をお願いいたします。

○加藤環境保全課総括課長 及川委員から御指摘があったような考えも当然あると思っております。この改正を進めるに当たりましては、公衆浴場業生活衛生同業組合の方々とも何回も議論されまして、あるいは有識者の方々ということで、公衆浴場の入浴料金を審議をしていただく審議会がございますが、その委員の方々にも意見を伺ったところでございます。その結果、やはりいわゆる銭湯、これは内風呂、自家風呂を持っていない世帯というのは非常に少ないわけでございますが、近年の傾向といたしましては、高齢者の方が、なかなか高齢世帯だけの場合には、風呂を清潔に保っていくことが困難ということで、銭湯を利用する方もあるというふうに聞いております。有識者の方々の意見といたしましても、やはり銭湯については、これは現状どおり、措置基準、配置基準を維持して存続を守るべきではないかと。それは、別に銭湯を営業している方々を守るというよりは利用している方々、そういった高齢化の中で高齢者の方が多い傾向が見受けられるという意見もありましたので、そういった考えも踏まえまして、いわゆる一般公衆浴場同士については配置規制を残すという考え方に、県の段階としてはなったところでございます。

○及川あつし委員 そういう御意見もあるのかなというふうには思いますが、今いろいろな行財政改革が求められている中でありますので、不必要になった条例等についてはどんどん削っていくというようなことも私は必要なのではないかなというふうに思います。今課長さんの方からの御説明、いろいろ業界団体等の意見だったと思いますけれども、間違いなく営業意欲をこれから新規に持っている方はいないと思います。逆に言えば、今ある銭湯をどう守っていくかというのがこの配置基準ではないのかなとも思っています。もちろん市町村の方でいろいろ手当てをして、ぎりぎり何とか維持をして、本来はつぶしたいけれども、つぶさないでくれという意見で何とか維持しているというのが現状だと思いますので、実態に合った条例改正等を今後も進めていただきますように要望申し上げて終わります。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号浄化槽法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○谷藤資源循環推進課総括課長 浄化槽法施行条例の一部を改正する条例案の概要について御説明いたします。条例議案等説明資料の5ページをお開き願います。

この条例は、盛岡市が中核市へ移行し、浄化槽法に基づく浄化槽の設置等の権限を持つことになることによりまして、県が独自に定めております浄化槽の撤去等の届出の対象区域から盛岡市を除外しようとするものでございます。

この条例は平成20年4月1日からの施行を予定しているものでございます。

以上が条例案の内容でございます。御審議のほどよろしく願います。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、環境生活部関係の議案の審査を終わります。

次に、環境生活部関係の請願陳情について審査を行います。

受理番号第3号海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願を議題といたします。それでは、当局の参考説明を求めます。

○加藤環境保全課総括課長 お手元に日本原燃が11月の下旬に新聞折り込みチラシで、沿岸地域でございますが、配布をした資料を委員の皆様方にもお配りをしております。

まず、中越沖地震もあったということで、「耐震安全性評価についてお話しします。」ということで、いわゆる新たな調査を行っているということ。さまざまな調査方法があるようでございまして、海上音波探査なども実施をしているということで説明がなされております。

そして、一番下の方では、8月31日から第4ステップに入っているということで報道もされておりますが、ガラス固化に係る試験を開始しているということで、一番下のトピックスに説明がなされているところでございます。高レベル廃液をガラス溶融炉へ供給し、ガラ

ス固化に係る試験を開始している。

次に、裏面を御覧ください。こちらにつきましては、「環境放射線の評価結果をお知らせします。」ということで、2007年4月から6月におきます環境モニタリングの結果について、10月12日に、これは青森県でございますが、原子力施設環境放射線等監視評価会議、それから監視委員会が11月に行われまして、この環境モニタリング結果について審議をされたわけでございます。そこに書いてありますように、おおむね、これまでと同じ水準であったという評価、確認がなされたところでございます。

それから、下の方には空間放射線のモニタリング結果と環境試料中の放射能等モニタリング結果についてそれぞれ記載がございます。

あとは、Q&A、1、2でございますが、これはこれまでもこういった折り込みチラシの中にも入っていたものでございますが、改めてこのようにして除去装置、また気体について、そして液体についてはこのような処理がなされて放出をされていると。

それから、原子燃料サイクル施設周辺の環境モニタリングについては、このように実施をされているということの説明というふうになってございます。

以上でございます。

○千葉康一郎委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋博之委員 今この日本原燃さんの改めて新しい資料、この新聞折り込みに入ったということで、いただいたわけでありますが、この中にある情報は、現在ホームページでも拝見できると思うのですが、こうした情報公開も原燃さんの方からしていただいているところなわけですけれども、これでも不安だ、安全だとは思えないという県民の皆さん、県民の中にそういう声があるということについては、先般の一般質問で私も取り上げさせていただきました。

その際、知事から、ぜひ県民の声を聞いてみたいという趣旨の御答弁があったわけですが、いつ、どのような形でそのような機会を設けていただけるのか。今知事さん、さまざまあちこち県民の声を聞くといって「こんにちは、知事です」というようなことであちこちを回っておるようですが、そうした中の1カ所として、とりわけこういう声が多い三陸に行ってください、まずは声を聞いていただくという機会もぜひ設けたらいかかなと、こう思うわけですが、その点について、よろしければ部長さんの方から御答弁いただければと思います。

○菊池環境生活部長 この関係につきましては、県政提言という形でも、いろいろなところから、はがきやメールが来まったりということで、さまざまな意見が県の方には寄せられております。そういった意味では、特別に説明、意見を聞く機会とか、そういうことを設けなくても、さまざまな場面、私どもも沿岸に行く場面もございますし、あるいは振興局の方に寄せられた御提言とかは我々の方にすぐ来るようになっていきます。

そうした普段の広聴広報といいますか、そうした幅広い意見を聞く場を通じて聞いてきましたし、これからもそうしたことでできるのではないかなと思ひまして、特段そのための

意見交換会とか、そういうことまでは今のところ考えておりません。

○高橋博之委員 いろいろな手段を通じて県民の皆さんの声を当局も聞く努力を日ごろからされているのは、私も十分に承知をしておりますが、この問題の場合、先日も県内の住民の皆さん、消費者団体、漁民の皆さん、サーファーの皆さんが中心になって、あれだけ多くの署名を集めたという、実際声があると。その声についてどのように受けとめるかという質問に対して知事は、ではぜひ、その声を聞いてみたいというように本会議場でお答えになりましたから、私はやはりその言葉を実現をしていただいて、お忙しいとは思いますが、時間を割いて、ほかの各地域をあちこち回っておりますから、その中で今県内にさまざまな声があることが確かにあります。これだけやらなければいけないということにはならないと思いますが、たださまざま声がある中で、特に大きな声を上げているのがこの方々だというふうに私は思うので、ぜひ機会があったら、環境生活部の方でそういう場を設けて、知事に話を聞いていただく場をつくっていただきたいと。これは、要望しておきたいと思えます。

それからもう一つ、モニタリングの話なのでありますが、これは課長さんにぜひお聞きしたいと思えます。請願を通して昨年、国の方にモニタリングする場所をふやしてくれということで、実際、ふやしていただいたと。これは大変前進だったと思うのです。その際、今モニタリングをしていただいているわけですが、その公表されるのが1年後ということなのですけれども、1年後では遅いのではないのかなど。どうして1年もかかるのかなという疑問がまず一つあるので、私はわからないので、それについてまずお答えをいただきたいと思えます。

それから二つ目は、海産物、魚を調べていただいているわけですが、魚のように海の中を移動するものだけではなくて、海藻だとか、あるいは貝だとか、そこにとどまっているものについては調べていないということですが、普通に考えて、動いているものよりも、動いていないでそこにとどまっているものの方が、そういった放射性廃棄物の影響というものは私は出ると思うので、なぜこれを調べていないのか、その点についてその理由を教えてくださいたいと思えます。

○加藤環境保全課総括課長 文部科学省におきまして実施をしている海洋環境放射能調査でございますが、これにつきましては、六ヶ所沖合については青森県内では16測点実施をしているところでございます。今回岩手県内で6測点ふえたということでございますが、この調査につきましては、原子力発電所周辺で全国的な調査をやっております。そういったことで、当然まず全国を調べますので、日数がかかるということがございます。

それから、やはり本県の調査結果、例えば文部科学省から委託を受けて放射能水準調査を県の環境保健研究センターで行っているわけですが、この結果につきましても、本当に詳細にデータが大丈夫か、精度がどうか、分析状況がどうかというのをチェックしていただいております。

この件につきましても、そういった中身まで全部チェックをしていただいて、専門家の会議の中で評価をしていただいたうえで取りまとめるということになっておりまして、そう

いった関係で1年近い日数がかかっているということでございますが、ただし文部科学省との打ち合わせの際には、もし何らかの従前と違う異常な値が出た場合には、それは速やかに公表措置を考えたいということは言っていたいておりますので、当然全体の報告書という形で取りまとめて出るのがそのくらいかかりますけれども、データによっては違う扱いがあるというように我々は理解しております。

それから、魚の話がございましたが、これは国が行うということで、かなり広域的な観点で流れを見ているということで、湾の中の固着というのですか、そういったものではなくて、当然、海水も、沿岸から相当離れた地点も含めてやっておりまして、そういった全体的な流れを見るという観点で調べておると。

魚介類につきましても、そういった観点で広域的な場所でとってやっておりますし、あとは漁獲量が比較的多いものを選んでいくということで、地元で固着しているというものは、比較的、量的にも少ないというような認識を持っておるわけでございます。

これにつきましては、当然いろんな意見があるというのは承知しておりますので、毎年度、来年度の事業が決まってくと思っておりますけれども、そういった中でどういう声があるかということはお伝えする機会はあるというふうに思っておりますので、ただ国としては、全国的なそういった統一的な観点での調査手法であるということで説明を受けております。

○高橋博之委員 ありがとうございます。東通原発では、海藻のヨウ素をしっかりモニタリングで調べているそうでありますが、六ヶ所ではそれはやっておりません。三陸の海産物、こういったものを我々も食しているし、これが本県から他県へ出されて、大きな経済基盤になっておるわけでありまして、県内の中でも海産物のヨウ素を調べていただきたいと、こういう不安の声があるわけでありまして。

この間の一般質問の中で知事は、ソクラテスの弁明を引用されて、慎重にやりたいと、こういうお話をされておりましたが、今のモニタリング体制のままではその慎重さに欠けるのではないかと私は思います。実際にそういう県民の声がある中で、県庁の方にも何度も何度も足を運んでいただいていると思っておりますが、先ほど課長さんの方から、機会があればそういうことも言っていきたいということをおっしゃってございましたが、今年、国の方に何度行って、どういうお話をされてきたのか、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○加藤環境保全課総括課長 今高橋博之委員からヨウ素の、特に海産物に濃縮されるのではないかというお話がございました。文部科学省から委託を受けて県が調査をしておりますが、洋野町沖合につきましては、平成15年度からまず海水について調査を行っております。平成18年度からは、海底土と昆布について調査を行っております。ヨウ素というのは、御存じのとおり、さまざまな核種がございまして、この中でヨウ素131については、本県においても調査をしているということでございます。

あと、ヨウ素につきましては、当然これが海洋に多くの量が放出されると問題になるというのは、我々も意識はしておりますが、ただ日本原燃といたしましても、ヨウ素の除去につきましては、気体状にして、ヨウ素フィルター、ヨウ化銀という形で吸着をして、なるべく

海には流さないようにというような、そういう努力はしていると。

結果、山名先生の説明にあったと思いますが、20分の1程度に落とすような努力をしているということでございます。

○千葉康一郎委員長 まだ残ってましたね。

○加藤環境保全課総括課長 失礼しました。国に対しましては、今直ちに何回という記憶はなかなか申し上げられません。と申しますのは、原子力安全・保安院は、私どもの非常に大きな課題であります北上川清流化の補助金をいただいているところと同じところでございます。そういった北上川清流化の問題で行ったときにも、ついでに寄って、例えば県内の皆さん方の、例えば不安の声はこうであるとか、そういったことは当然逐一お伝えしているつもりです。

そして、やはりこういった不安の声があるからには、やはり国としてさまざまな機会を通じて、国民、国民ということは結果的には岩手県民が含まれるわけでございますが、そういった方々への安全性について、安全であるということであれば、それを十分に理解をさせるような努力をしていただきたいといったことはお話を申し上げているところでございます。

○高橋博之委員 ありがとうございます。いずれさっきのヨウ素だけではないのですけども、国はダブルスタンダードといいますか、2つの基準で物事を測っているようなところが散見されて、そこに対しても不安をお持ちでいらっしゃるようであります。ですから、確かに、今原子力政策は国の専管事項でありますから、県として言えること、あるいは言える立場と、限られてくるのでしょうけれども、ただ安全性の問題については、やはり言うべきことは国に対しても言うていく必要があるのだろうというふうに私は思います。

県内に住んでいる県民の皆さんも、日本国民であります。国民の声を県として国に届けることは、私は大変重要なことだろうというふうに思いますので、ぜひ課長さん、これからも機会あるごとにそうした声があることを十分に国の方に伝えて、そのうえで、県民の皆さんも何度もそちらにお伺いしているということではありますが、私は説明すればいいと思うのです。なぜできないか。その説明がないから不安になっているのであって、できないものはできない、こういう理由でできないという具体的な説明をぜひその際にしていただきたいということをお願いいたしまして終わりにしたいと思います。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○小野寺有一委員 ただいま高橋博之委員の方からの安全性についての大変懸念される質疑と、それからそれをもう少しきちっとやっていかなければならないのではないかという御意見がございました。

それで、今まで当委員会におきましては2名の参考人の方にお越しいただいて、それぞれ、モニタリング調査の結果などを基にして、この数値がどういった意味を持っているのかと

いったことを我々は御説明をいただいてきたわけでありましてけれども、先ほどモニタリング調査の数字のことについて、もう少しきちんとした調べをした方がいいのではないかと御意見もありました。ただ現在出されている数値についての妥当性というか正確性というか、あるいは中立性といったものは、おおむね確保されてきているというふうにみていいのではないかと私は感じております。

そういった中で、我々がどうしても判断に窮するのは、今のところ、そうした同一の数値に対して、立場によってこれほど開きが出るといったことは、ほかには余り見当たらないのではないかとこのように、同一の数値に対しての、いろいろな立場の方、皆様それぞれのお考えに開きがあるということが我々の判断をなかなかできにくくさせている原因だというふうに思います。

そういった意味では、この数値についての現段階での妥当性、それから今現在は少なくとも国の基準を満たしているという、そういう結果が出ているわけですが、その安全性を今後もさらに担保できる、そういうことが本当に担保されているのかどうか、そういったことについて、私たちはその情報を得た上で最終的な判断を下すべきではないかというふうに考えておりますので、そうした観点から、この問題に中立というのがあるかどうかわかりませんが、客観的な御説明と、いま一つ踏み込んだ安全性に対しての御説明をどなたかから御意見をお聞きしたうえで、最終的な判断を下すべきものだというふうに考えております。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 わかりました。

暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど小野寺有一委員から、本請願は継続審査の旨のお話がありました。次回、原子力安全・保安院の職員を参考人として招致し、意見を求めるとの御意見がありました。

それではまず、請願の取り扱いについてお諮りいたします。

本請願につきましては、継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、参考人招致についてお諮りいたします。本請願について、1月16日、原子力安全・保安院の職員を参考人として出席を求め、意見を聞くこととし、その人選については委員長に一任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、受理番号第 17 号灯油・石油製品の異常高騰への緊急対策を求める請願を議題といたします。

なお、当該請願の項目のうち、環境生活部関係は項目の 2 となっておりますので、2 について審査を行います。項目の 1 につきましては、次の保健福祉部の審査において、請願陳情受理番号第 18 号として審査いたしますので、御了承願います。

それでは、当局の参考説明を求めます。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 それでは、私の方から、お手元の資料の 6 ページ、7 ページに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、灯油価格の値上がりによる県民生活への影響ということの資料でございます。まずは県内価格の推移でございますが、その数値は、県民生活センターと、それから地方振興局、広域振興局の職員が毎月調査をしているものでございます。その平成 19 年 11 月の調査結果でございますが、配達の灯油価格、18 リッター当たり 1,624 円となっているところでございます。調査時期が 11 月 12 日から 26 日というふうに、まだまだ数字が動いているときの調査でございます。12 月に入ってからまた上がっているというふうに思っております。

この 1,624 円に対して前年、さらにその前ということで、平成 16 年からの比較を書いているわけですが、最大 16 年との差が 760 円となっているところでございます。

また、表の 2 でございます。これは、1 世帯当たりの負担増という形で見たものでございます。一番下の表が年間消費額を出したのですが、単価に年間消費量 1,164 リッターを掛けて年間消費額を求めているわけですが、これで計算いたしますと、2 の表に戻りませけれども、今年の 1 月に比べて 1 万 2,688 円の負担増になっております。それから、平成 16 年 1 月、非常に安かったわけですが、これに比べて 4 万 9,121 円増となっております。

それから、7 ページの表でございます。これは石油製品類ということで、レギュラーガソリン、それから灯油の配達と店頭価格、それからプロパンガス、これの毎月の調査の結果を示しているものでございまして、17 年度、18 年度と上がってきているというふうな状況が読み取れると思います。

それから、請願の項目の中に備蓄の放出というふうな表現がありましたので、ちょっと調べてきましたので、国家備蓄について説明させていただきたいと思っております。資料は特にございません。

石油備蓄法という法律がございまして、この法律によりますと、経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少することができる、という規定がございまして、したがってこれは、供給不足ということが念頭にあって法律を定めた条文でございます。したがって、値上がりしたからといって

すぐ放出するものではないということでございます。

ちなみに、現在の我が国の備蓄量でございますが、国家備蓄で99日分、それから民間備蓄で84日分ということで183日分ございます。

それから、過去にどういう場合に放出したことがあるかということで調べてみました。いずれも過去の放出事例は民間備蓄の放出なのですけれども、昭和54年から55年の第2次石油ショックのときに、各元売りの備蓄なのですが、平均6から4日分程度の取り崩しをしたことがあります。

それから、2回目が平成2年の湾岸危機、年が明けて平成3年1月から2月にかけて4日分ほど民間備蓄を放出したことがある。

それから、最近では平成17年、大型ハリケーンのカトリーナというのが上陸しまして、アメリカの製油施設がかなり被害を受けたということで供給不安があつて、そのときに3日分ほど放出したことがあると。ただ、これはあくまでも民間の備蓄の部分を少なくしたことがあるということでございます。私の方の参考説明は以上でございます。

○千葉康一郎委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 まさにこの数字を見まして、家計を預かる方々は驚いております。暖房もつけられない状況で、もう20度以下に設定するとか、石油ももちろんですし、ガソリンもそうなのですが、それよりも家庭で使う製品がとつても値上がりしております。ですから、給料が2倍にもなっていないのに、今の状況は2倍です。これは、もう絶対に県民の生活から考えると、いち早く国に求めていかなければならない問題だと思っておりますので、私は早急な採択を望むものでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川あつし委員 今及川幸子委員が申されたとおり、非常に喫緊の課題でありますので、今議会で採択すべきというふうに思っております。

採択後の意見書の提出に関して若干意見があるのですが、これは1回決定してからですか、今でもよろしいですか。

○千葉康一郎委員長 これを決めてから。

○及川あつし委員 では、決めてから意見書の出し方について若干。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認め、よつて本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

意見書について御意見はありませんか。

○及川あつし委員 各会派共同提案でやられるということによろしいかと思うわけですが、ぜひ委員会の質疑中、本県も取り組んでおりますバイオ燃料の支援策、また省エネ設備等への支援についても、対策が十分講じられるように、政府にあわせて申し入れを行っていただきたいというふうに思っております。

また、今原油高、100ドル近くになっているわけですが、半分はヘッジファンドの分だというふうに言われておりますので、できるならば本県の所管事項には関係ないわけですが、根本原因でもありますヘッジファンド対策についても盛り込んではいかがかということの意見を、委員会中であつた旨お伝えいただければと思います。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ないようですので、意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。先ほど採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますが、これについては当委員会では発議を行わず、各会派共同提案による意見書によることとし、その内容に及川あつし委員の意見を加えることについて議会運営委員長に申し入れることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいま決定いたしました内容につきましては、当職から議会運営委員長に申し入れを行います。御了承願います。

以上をもって、環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○樋下正信委員 2点ほどお聞きしたいと思いますけれども、年末も押し迫ってきておりますけれども、最近の報道によりますと、多重債務問題が深刻になっているようですが、県としてはどのような対策を講じているのか、一つお伺いしたいと思います。

それから、県が受け付けた債務者の相談件数、どの程度になっているのか。県内全体は今把握しているかどうかわかりませんが、県として受け付けた件数はどの程度なのか、お聞きしたいと思います。それから、この金額について把握していれば、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

それから、もう一つでございますが、昨今さまざまな事件等が発生しているわけですが、もちろん犯罪がないのは、これは皆さん等しく願うものでございますけれども、安全で安心な地域社会を実現するために、今さまざまな活動がなされております。一つに安全パトロールというような形で地域で活動している方々もおりますし、もちろん、警察、

消防関係も含めてになるわけでございますけれども、そのような活動を活発にさせることが大切であると思います。そのために、特にこの担い手といいますか、若い人たちとかさまざまな分野の方々が活動することが重要であると思いますけれども、こういうことについて県ではどのように取り組んでいるのか、お聞きしたいと思います。

それから、最後でございますけれども、昨年8月に策定しました第8次岩手県交通安全計画でございますけれども、年間の交通事故死者数が83人以下を目標としておりましたが、今年は11月末現在で既に死者数が91人という結果が出ているようでございます。この目標を達成するために、今年はもう終わりのわけでございますけれども、平成20年度はどのような方向を取って進めていくのか、お聞きをしたいと思います。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 最初に多重債務の相談件数の関係でございますけれども、相談件数は平成18年度の数字でございますが、県民生活センター、それから振興局等に寄せられた相談件数が、多重債務関係は1,254件となっております。これは、消費生活全般の相談件数が1万676件となっておりますが、その11.7%の割合となっております。

これは平成17年度と比べますと2.6%減ということだったのですが、今年度の上半期もちょっと調べてみたのですけれども、今年度の上半期は709件となっております、昨年度同期と比べて6.5%の増ということで、今年ふえている傾向にあります。

それから、1人当たりどれくらいの金額かというお話がありましたけれども、この金額につきましては、なかなかこれ把握困難でございますが、金融庁の方で作成した資料によりますと、1人当たり230万円になっているということで、かなり大きな金額になってきているというふうに思います。これは本県でも同じような傾向にあるのではないかと推測しております。

それから、対策の部分でございますが、御案内のとおり、多重債務問題がクローズアップされましたのは、昨年12月に貸金業法が改正されました。したがって、貸す方の規制についてはかなり進んできているわけですが、ただこの中で総量規制というものが出たのです。要するに、年収の3分の1以上を超えて貸してはならないということになってということになりますと、今借りて返して、借りて返してというふうにやっているところが借りられなくなる。それで行き詰まってくるということが想定されるということで、昨年国会で、附帯決議として、貸し手対策はわかったけれども、借り手側、今多重債務になっている方、この方々への対策を政府としてしっかりやりなさいというような附帯決議が出されて、それを受けまして政府では4月20日に多重債務問題改善プログラムというものを出示しまして、それに沿った形で本県でも対策を4つほどの柱でつくっております。

まず一番大事なのは、多重債務というのはなかなか他人にお話ししにくい、相談しにくいということがありますので、相談体制をまずしっかり固めましょうということで、県では県民生活センター、それから振興局等で受け付けているわけですが、やはりその相談員のスキルを上げる。優しく聞く、懇切丁寧に聞く、要領よく聞く、そして聞いた上で法律

家、弁護士さん等にうまくつないであげる。こういったスキルをまず勉強する研修会をやっておりますし、またそれはマニュアルという格好で岩手県版の多重債務相談マニュアル、こういったものをつくって懇切丁寧な対応を行っているところでございます。

また、来た者をつなぐということもあるのですが、先ほども言いましたように、やっぱりなかなか恥ずかしくて来れないとかということがあります。そういったことで、今一人で悩んでいる人が多いわけですので、県民との接触の多い、例えば税金の方であるとか、それから県営住宅の家賃徴収であるとか、それから福祉の方であるとか、そういった方々が、どうも変だというふうなことで、その原因が多重債務にあった場合には相談機関にちゃんとつなぐというふうなことも必要ですので、今庁内でそういう徴収部門とか福祉部門、そういった関係課との連絡会議をやっております。

それから、あわせて先週の金曜日、12月7日、弁護士さんのほかに司法書士会も一生懸命やっております。それから、労働金庫さん、信用生協さん、こういったところの関係機関が集まって、やっぱり情報共有をしながら取り組みましょうということで、そういった連絡会議を開いたところでございます。

さらに三つ目は、やっぱり多重債務に陥らないための金融経済教育、こういったものを、高校生が社会に出る前に、やっぱりしっかりそういう機会に勉強させるということが大切だということで、出前講座なんか、これらも15回、高校生を対象にやっております。そういった形で対応策を講じているところでございます。

○谷地畝県民生活安全担当課長 最初に、犯罪のない安全で安心なまちづくりの活動でございます。4月から、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例が施行になりまして、私どもとして、今現在そういう活動支援につきましては、大きくは担い手の関係としまして二つほどございます。一つは、地域安全マップ作成指導者の養成講座を現在やっております。これは、紫波地区で盛んにやられているのですが、子供さんたちがマップづくりをすることによりまして、危険な場所を判断するとか、そういう危険を回避する、そういったものを高めようという取り組みです。これを全県的に広めたいといったことで、今年の12月1日に研修会をやりまして、32名の方の出席をいただきました。

それから、ボランティアリーダーの研修会の関係でございます。昨年私どもの方で調査した結果によりますと、パトロールとかいろいろな活動をやってございますが、その中で課題としては何かということで、この中身がベストスリーとしましては、一つには住民の関心が低いといったこと。二つ目には、防犯技術、そういったものを習得、勉強する機会が少ない。それから、三つ目が自分たちの活動自体もマンネリ化しているといったもの。そういった声がございましたので、これにこたえるために、実際に地域で活動しているリーダーの方々を対象に研修を行っているものです。先週の7日にアイーナで研修しまして、49名ほどの参加をいただきました。同じ研修を奥州市でも年明けの1月にやる予定です。

それから、研修とはちょっと異なるのですが、地域安全アドバイザーの派遣事業というものをやってございます。これも、各地域では、いわゆる一般的な研修というのでしょうか、

そういったものを警察等の協力をいただきながらやっているのですが、もう少し幅を広げようとか、もう少しレベルを高めようとか、そういう希望をする団体にアドバイザーの方、これは20人、県が委嘱してございますが、この方々を派遣する事業を行ってございます。

これからの課題でございますが、犯罪に強い環境づくりといったものがこれからの大きな課題でございます。今私どものほうで三つの指針をつくらうとしています。子供さんの安全確保、それから道路、公園関係、それから住宅というところで、きょうからパブコメをやっておりますが、そういったものを皆様に普及しながら、犯罪に遭わない環境づくりを進めていきたいと。そういったものも研修のために取り入れていきたいと思っております。

それから、2番目の交通安全の関係でございます。先ほどおっしゃられましたように、11月末現在で91人、それから昨日現在ですと95人ということで、非常に残念な実態でございます。目標としましては亡くなる方の数が83人以下としてございますが、平成18年が76人ということで、一応目標以内だったのですが、ことしはちょっと残念な結果になってございます。

現在県の方での交通安全計画ということで、いろんな施策を考えてございますが、来年度において特に進めたいと思うのが、一つには高齢者の関係の事項。これはやっぱり引き続ききめ細かにしなければいけないと思っております。

それから、自転車の関係でございますけれども、いずれ自転車利用者のマナーの悪さ、こういったものはやっぱり交通安全対策協議会としてもきちんと取り組む必要があるのかなと思っております。

それから、後部座席の関係でございますけれども、これは改正道交法で来年6月までに後部座席もシートベルトが義務化ということでございますが、これについてはやっぱりきちんと周知をしなければいけないということになります。

それから、四つ目でございますが、季節運動を年5回やってございますが、今までどういうふうな成果があって、これからどういう方向でいくかといったものを、市町村とか県警の方々、それから交通安全協会の方々と引き続き検討しながら、効果的な交通安全思想の普及、そういったものに努力していきたいと思っております。

○樋下正信委員 ありがとうございます。最初の多重債務については、先ほどお話がありましたけれども、社会人になる前の学生のと時から指導していけばそれなりに少なくなっていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それから、防犯パトロールですか、実はきのう近くにある菜園町内会の年末もちつき大会というのがございまして、そこに行ったときに、全員ではなかったのですが、その主催者の方々が、夜光反射材というのでしょうか、それがついたのを着て、背中に防犯パトロールと入っていたのです。その方々は、地元の交番からちょうだいしたとか言っていたけれども、それを着ながら、夕方でも朝でも、とにかく表に出るときにそのジャンパーを着ると、防犯パトロールって入っているわけです。そうすると、犬の散歩でも、買い物でも、

とにかく表に出るとき、それをセーターか何かの上に着て出れば、いろいろな人を見るわけです。これはいいことをやっていると思ひまして、もちろん地域に出向いて指導するのも必要だと思いますけれども、何気ない普段の生活がそういうふうな……。私にも1枚ちょうだいというか、販売するのであれば欲しいという話をしたのですけれども、私も例えばうちの近くを犬の散歩でも、何かの用事で出て歩くときに着て歩けばいろいろな人が見ていると思うのです。ですから、そういうふうな運動を、ぜひ県内全域で進めていただければ犯罪が少なくなるのではないかなというふうに感じましたので、これは意見でございます。以上でございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありますか。

○及川幸子委員 産業廃棄物施設に関連してお聞きしたいと思います。先日雫石産廃施設の計画が断念されました。一応、県の指導もちょうだいしながら進めてきたわけですが、マスコミには一方的に、業者が計画白紙撤回、住民の理解が得られずとか、ぼんとその部分が載っているのですけれども、法的には何ら違法がなかった施設でございました。もちろん住民の理解が得られなかったのは多くありましたけれども、ただしこれ住民説明会がたった1回しかなかったのです。お願いしていても受け入れる状況ではなかった。私はとても残念だと思っております。住民と業者さんと何回もいろいろと協議した上で理解を得られなかったのだったらこういう報道もいいのですが、一方的だと思います。

そしてまた、この業者の社長さんというのは、長年、県の産廃協会の副会長さんをなさっています。仕事が忙しい中で盛岡に本当に足を何度も何度も運んで、この産廃の本当のあり方を今一生懸命にやっている中で、やっぱり青森と岩手の県境のああいふ不当な行為があった。いろいろ県内には不当行為をやっている方がいる。そういうおかげで、本当に立派に施設を持ってやっていく方々も、そういう仕事ができなくなります。

私たちは毎日生活をしておりまして、必ずごみは出るはずで、この反対した方々もごみは出しているはずで、それを行政が業者さんをお願いしてそれが消化されているわけですが、県として、やっぱりこれからそういうふう申請されて、どこに置くか。この反対された方々は、私たちとしては、事業自体は反対していなかった、というコメントを出しているのです。だったら、自分のところはだめだけれども、ほかならいいのかという、そういうふう感じられるわけです。

やっぱりこれは県全体として、私たちも考えていかなければならないと思うのですが、県として今後、このように申請する業者さんに対して、健全に、どこの場所がいいのか。だれだって、ごみを持ち寄られるのは嫌なのです。しかし、家を建てるための古い建材をどこかに一時保管する、そういう場所も必要なのです。家を建てたいけれども、その建材はどこかに持って行ってほしいという住民の願いはあったかもしれませんが、これからの県としての指導。

雫石の町長さんにも電話しました。ほかだったらいいんだけどねえ、という言葉が返ってきました。住民説明会には県側も、町側も足を踏み入れていられませんが、私はこれは、今

後とても大きな問題だと思います。そしてマスコミさんも、一方的に、住民説明会を1回やっただけで、業者の中身がどういう施設なのか、そういうパンフレットも見ないで、こういう一方的な新聞報道では、とても県民生活の安全性は求められないのではないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○谷藤資源循環推進課総括課長 今委員からお話がありましたように、廃棄物処理施設は、生活、あるいは産業活動を行っていく上で必要不可欠な施設でございます。一方で、情報が不足していることにもよるのだらうと思いますけれども、廃棄物処理施設に対しては、住民の中にも不安があるというのも、これも事実だということが言われます。

こういう状況の中で、一方的な情報が流されるとすれば、これは適切な判断ができないということもあるだらうというふうに考えております。こうした状況を避けるために、循環条例の中で事業者の皆さんに十分な説明、あるいは情報の公開をお願いしておりますし、そういうことを進める中で地域住民との合意形成を図っていく、これが望ましい姿だらうというふうに思っております。

こういう形で、事前説明の機会を設けているものでございますので、これを徹底してまいりたいと思っておりますし、県としても、もちろんこれまでも情報については公平な提供をということで努めているのですけれども、今後とも努めていながら、マスコミ、廃棄物処理業界、あるいは廃棄物協会についての理解を深めていただくことが大事ななと思っております。そのような観点で進めていきたいと考えております。

○及川幸子委員 そういう産廃の協会さんに足を運んで、今後はどうあるべきか、健全な施設をやっていくためには、岩手県としてどうあるべきか、格好だけではなく真剣に。そしてマスコミさんも一方的な部分でこういうふうにぼんと上げないで、マスコミさんは後ろで聞いていらっしやるかどうかわかりませんが、一方的ではなく、片方の資料も、私あるマスコミさんには提供しました。そうしたら、ああ、これなら何も問題ないですね、とあるマスコミさんは言ったのです。それから、ある議員さんにもお見せしました。そしたらやはり、これ問題ないね、でも、あそこじゃ場所がまずいな、というのが返ってきたのですけれども、やっぱりこういうふうに報道する前に、県に聞くなり、業者さんに聞くなり、そういうふうな方向性を今後とっていただかないと、私たちは安心してごみも捨てられないですし、これから業者さん泣かせだと思っております。部長のお考えをお聞かせください。

○菊池環境生活部長 委員御指摘のとおりと私も思っております。やはり産業活動を維持していく、それから県民が快適な生活を維持していく上で、どうしても廃棄物が出るということは抑えられませんので、それをいかに適正に処理していくかということは全体の問題でございます。

そうした中で、県とすれば、県境産廃を教訓として、循環社会形成条例というのを作りました。その中で優良な事業者を育成していく、それによって廃棄物政策もうまく進むように、そしてごみも減っていくようにというようなことで取り組んできたわけですが、こうした問題がまだ出るということは、県民の理解、こういったものがまだ広がっていないの

かなということを私も今回の事案を通じて感じました。

したがって、なくてはならない産業でございますし、優良な廃棄物処理事業者がどんどん育っていくことによって県民の理解も得て、そして廃棄物政策がうまく回っていくというような、そういう社会づくりが必要なのかなと思いますので、我々は今回の条例を9月に改正いたしました。その中では、さらに説明とか、地元の方々との意見の交換ということを特に規定しましたが、それがうまく機能するように、そしてまた、さらに優良事業者がどんどん育成していくような格好になるように、廃棄物協会とも連携、協議しながら、どういう方向がいいのかといったことについては、協議をしながらいい方法を見出していきたいというふうに思います。そういった方向に持っていかないと、これからの社会はうまく回らないと思っております。そのように努めたいと思います。

○及川あつし委員 BSEについては本来お聞きしたいわけですが、知事の答弁であったと思いますので、2月に一般質問の機会もあろうかと思っておりますので、やるかやらないかはわかりませんが、その際疑問な点はちょっとお聞きしたいと思います。

1点、先ほど各委員の皆さんに御同意をいただいて、当委員会が出た意見について議運に上げていただいた件です。政府の緊急原油高対策ですか、今いろいろ進められているようでもありますけれども、先ほど申し上げた省エネ設備の資金支援とか、バイオ燃料の税制面優遇とか、いろいろ検討されたようですが、資源エネルギー課の方で何か政府の検討状況について知見を持たれているのであれば御披瀝をいただきたいと思っております。同時に、災いを転じて福となすではないですけれども、本県もいろいろ、長年進めてきた経緯があるかと思っておりますので、こういう機運に乗じて、ぜひ政府からいろいろな、クリーンエネルギーとかバイオエネルギーの利活用について、さらに強化策を引き出すべきだというふうに思っておりますが、御所見と知見があれば御披瀝をいただきたいと思っております。

○青木資源エネルギー課総括課長 原油・灯油高の緊急対策の関係につきましては、私もまだ内容については承知をしていないところでございまして、具体的内容について、私どもとしての答弁は、今私申し上げられる材料ないわけでございますけれども、今までの流れからしますと、省エネ対策につきましては、まず地球温暖化対策の推進という観点から、大企業から中小企業への資金のあり方等を含めて、省エネにつながる仕組みづくりということで、現在資源エネルギー庁、それから環境省の合同委員会での審議会での審査を年末集中的にやるということでございます。現在その内容について、鋭意検討が進められている状況だというふうに把握してございます。

また、バイオマス燃料につきましても、バイオマス燃料はどうしても割高だということがございますので、その取引税等の税制のあり方についていろいろ意見があるということで、それについても検討が進められているというふうに承知してございます。

この件につきましては、地方にも関係することございまして、このバイオマス燃料の税制の改善につきましては、11月でございますけれども、全国知事会の中で地球温暖化対策の関係の特別委員会を関係都道府県で組織をして検討してございます。そういった組織で

もこのバイオマス燃料の税制のあり方について改善を求めるといような意見も出しているところをごさいます、地方からもその改善については要望を出している状況がごさいます。

それから、この原油高にかかわらずクリーンエネルギー、新エネルギーの導入、そういうことが省エネ対策につながるということもごさいますし、バイオ燃料につきましては、今年からE T B Eというバイオ燃料の導入が首都圏で始まるということで、来年はその箇所数を100カ所くらいまでふやすと。再来年以降は1,000カ所、先に全国展開するということで、バイオ燃料の拡大が進むということで進めているわけをごさいます、今申し上げました税制の問題をどうするかということが一つの大きな課題をごさいます。ぜひ国としても対応していただきたいということもごさいます、私も地方といたしましても、地方での地産地消を進めるという観点で、バイオ燃料についての取り組みもこれから必要であろうということで、農林水産部が今事務局をごさいます、バイオマス燃料の利活用についても、今検討を進めているということもごさいます。

そういった県サイド、地方サイドでも、できることから進めていくということで、技術的な問題を含めて、今検討を進めているといような状況をごさいます。

○及川あつし委員 わかりました。

○木村幸弘委員 この際、お聞きさせてもらいます。

先ほどの▼下委員の質問とも関連しますし、今の及川あつし委員にもちょっと関連するのですけれども、一つは第1次産業の状況等お話を聞いたわけですが、そうした中で、いわゆる自己破産に至る実態がどのような状況になっているのかということです。その内容について、もしお調べの部分があればお聞かせ願いたい。

それから、あとは当委員会としては、自殺予防対策などでも議論した経緯があるわけですが、今日的な経済的理由による自殺の状況等がどのような推移になってきているのか、そういったところの直近の情報等があればお話しいただければというふうに思います。

それから、あと及川あつし委員の質問にもごさいましたけれども、クリーンエネルギーの対策のところで、新聞で報道されたのを私自身かいま見ているだけで詳しいところをよく承知していないのですが、今風力発電にかかわって、蓄電池の整備を新たに求められるといった情報の中で、新たなそういった整備にかかわって負担が大変大きくなるのではないかということなどが報じられておったわけです。エネルギー対策の関係で、電力さんとの協議になるのでしょうか、そういったことも含めて、どのような考え方で対応しようとしているのか、お伺いしておきます。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 自己破産等の状況ということでごさいますが、これは盛岡地方裁判所の調べのデータが手元にごさいます。岩手県内の特定調停事件等の受理件数ということですが、特定調停というやり方で解決しているものが、平成18年度4,260件、それから、個人再生というやり方もあるわけですが、この個人再生が平成18年度において172件、それから自然人の自己破産、いわゆる先ほど御質問があった自己破産ですが、

これにつきましては、平成 18 年度 2,257 件という形になっております。

それから、自殺の理由で経済的理由になっているのはどれくらいかということですが、これはちょっと手元に資料がございません。

○青木資源エネルギー課総括課長 クリーンエネルギーの関連での風力発電の関係でございますが、今お話がございましたとおり、東北電力におきましては、風力発電の新たな発電電力の購入の募集に当たりまして、蓄電池の整備を求めているということがあるようでございます。これは、風力発電は皆さん御承知のとおり、風が吹けば発電すると。風がやめば発電しないということで、その変動が大きいということで、風力発電施設がたくさんできてまいりましたが、その結果、風による発電量の増減が大きいというふうなことになってきますと、電力の安定供給に影響が出てくるということが懸念されるということで、東北電力さんの方でいろいろ専門家の御意見等を聞いた上で、そのような新たな対応を求めてきているというふうに承知をしております。

この蓄電池につきましては、ある程度の蓄電ができるということで技術開発が進んでいるという背景があるようでございますけれども、いろいろ状況を伺いますと、その費用が非常にかさむということで、その蓄電池を設置することによって、かなり設置費用がかかるというようなことになってきていると承知してございます。問題は東北電力が予定しております電力の購入価格との関係で、非常に採算性が困難な状況にもなっているというところがあると聞いてございます。

今年度の募集につきましては、現在その募集作業が進められているという状況でございますが、その詳細については私どもまだ承知はしてございませんけれども、希望する企業さんが出てくるということで、個別に協議を進めている段階ではないかというふうに承知はしてございます。

いずれ今後におきましても、そういう意味での蓄電池の設置が求められるということになってくる可能性が高いということでございますが、蓄電池につきましては、一方でまだ技術開発が進んでいるということで、今後開発に伴っての能力性能、費用の低減ということも期待される分野でございますので、まだまだ今後の検討課題であるというふうに考えてございます。私どもとしましては、岩手県が全国の中でも風力発電の設備が多いということで、かなりの発電をしている地域ではございますので、今後さらに進めていくということが必要であると考えてございます。そのためには、適地を求めていくということが大事でございますが、今県内の複数の箇所でも風強調査、いわゆる風がどの程度吹いているのかということで、大体秒当たり 7 メーターくらいの風が吹かないと採算性は難しいのではないかと一般的に言われているようでございまして、そういう適地の調査が進められております。そういった調査の蓄積を待ちながら、今後の東北電力さんの募集対応等の動向を踏まえて、私どもとしても適切に業者、企業者の方と情報交換しながら支援策を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにございませんか。

○三浦陽子委員 一つお伺いしたいのですが、今の質問に少し関連しているのですけれども、波の力を利用して電力につなげるような開発があると伺っておりますけれども、岩手県におきましては、その考えというのはあるのでしょうか。

○青木資源エネルギー課総括課長 波力発電につきましても、資源エネルギーの位置づけで取り組みが行われていることは承知してございますが、まだその発電量等、いわゆる採算性が十分とれるところまでの技術開発はっていないのではないかなというふうに承知してございます。

ただ、県内の取り組み状況等につきましては具体的には承知してございませんので、岩手県の中で具体的な取り組みなり、実際の対応ということはまだなされていないものと思っております。

○高橋食の安全安心・消費生活担当課長 すみませんでした。先ほど自殺原因の話がありましたけれども、手元に資料はないのですけれども、12月7日金曜日に、先ほど申し上げました連絡会議をやったときにそういった質問が出まして、障害福祉課の担当が話した内容ということで記憶しておりますが、自殺原因の1番は健康問題でございまして、2番目が経済的な問題というふうに記憶してございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでございました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第2号岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○古内保健福祉企画室長 それでは、議案(その2)の1ページをお開き願います。説明は、お手元の条例案の概要、これに基づきまして説明をさせていただきます。1ページをお開きいただきたいと思います。

岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例案の概要について御説明申し上げます。改正の趣旨でございますけれども、地方自治法の規定に基づきまして盛岡市が中核市に移行することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、盛岡市が中核市に移行することに伴いまして、盛岡市で新たに保健所を設置いたしますことから、現在の岩手県盛岡保健所の名称を岩手県県央保健所とするとともに、その所管区域から盛岡市を除くものでございます。

施行期日は平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

箱書きのところでございますが、名称を岩手県県央保健所とする理由につきまして、一つといたしましては、県の保健所は、地域保健の広域的な拠点としての機能を有していること、もう一つ、広域振興圏の名称と同じにすれば、県民の方々がその所管区域を特定できる、混乱なくて済むのではないか、そういう理由でございます。

スケジュール等につきましては記述のとおりでございますけれども、この11月21日に、指定に関する政令が公布されました。盛岡市が新たに設置する保健所の名称予定は、盛岡市保健所とするということで、この12月盛岡市議会に提案されるというふうに伺っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 条例の改正については、もちろん異議を申し上げるまでもないわけですが、1点、盛岡市に権限が移行されるに当たって、私も市のほうの方ともいろいろ意見交換をした際に出てきた課題の一つであります、獣医師職員の確保についてお尋ねをしたいと思います。

今岩手県で所管している状況の中でも、獣医師さんの確保については大変に困難が生じているというふうにも聞いているところでありますが、その獣医師さんを職員として確保するに当たって、今どういった現状になっているのかという点と、もちろんこれから盛岡市が権限を移行されれば第一義的には盛岡市がその扱いについては取り扱っていかなければいけないわけでございますけれども、権限を移譲するに当たって、その獣医師さんの確保について連携等、いろいろ協議されていると思うのですが、その内容について明らかにしていただきたいと思います。

○古内保健福祉企画室長 委員御指摘のとおり、医師、本当のお医者さんの確保はなかなか難しい。獣医師も実は、なかなかその確保が難しいというのが現状でございます。そこで、今年度、6月から7月にかけて岩手県職員の採用ということで、一般職から専門職まで採用試験を行いました。その中で、獣医師につきましては3名の募集を行いました。残念ながら応募される方は一人もございませんでした。

また、10月22日から11月12日まで、そういうことがございましたので、追加で募集を行いました。3名の募集を行いまして、応募された方は2名でございました。現在その選考中ということで、お一人になるか、お二人になるか、この先明確になるだろうと思います。

もう一つ、盛岡市でも独自に獣医師を募集したということで、2名募集をして、2名決定されているというふうに伺っております。盛岡市との連携につきましては、盛岡市の方からも一定の専門職員の派遣要請等がございますので、現在人事課とも協議を進めて、可能な限り、盛岡市の要望にこたえるような形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○及川あつし委員 権限移譲に伴って盛岡市の方では2名募集、2名決定されたということで、一応、安堵しているところでございますが、本県の獣医師さんの資格を持つ職員の方

の必要な人数に対して何人くらい現在いらっしゃるのかということと、なにゆえにこの獣医師さんが公務員として来られる方が少ないのか。ちょっとその背景も踏まえていただいで、もし何か対策等考えていることがあれば、その点についても御開示いただければと思います。

○古内保健福祉企画室長 現在の県の獣医師の数そのものは、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、全体の数はわかりませんが、少なくとも県で行う業務につきまして、獣医師の専門職でもって対応すべき業務については、そういう意味では充足率は100%と申しますか、足りている、一応数的には間に合っているという状況でございます。ただ先ほども申し上げましたとおり、なかなか募集しても、実際来ていただく方が少ないということで、今後の人材養成等を考えれば一つの課題かと思っております。

失礼いたしました。資料がございました。獣医師の配置状況でございますけれども、例えば食肉衛生検査場でありますとか、環境保健研究センター、本庁、そして振興局の保健福祉環境部にそれぞれ配置してございますけれども、全体で60名というような状況になってございます。

なぜ数が少ないのかということでございますけれども、いろんな要素があるかと思えますが、一つは、現在食品に関して、国民あるいは県民の関心が非常に高くなってきている。いろんな食品にまつわる事故等もございまして。そういったものに的確に対応してきた際に、専門職とする獣医師の活躍する場がふえてきているというふうなことが背景にあるのではないかとこのように考えてございます。

いずれ今後も、県職員としての獣医師の数が不足することのないように、人事課等とも協議をさせていただきながら対応してまいりたいと考えております。

○高橋元委員 保健所の規模のところでありましてけれども、今度の県央保健所管内の人口が20万、盛岡の30万が抜けて半分以下というふうな形になるのでしょうか。そうしますと、今の盛岡保健所の体制にいろいろ変動があるのではないかとこのように思います。それからまた新しくできる盛岡市保健所が、今まで盛岡保健所で行われていたさまざまな業務を支障なく遂行できる体制に今取り組んでいるのかどうか、その辺の様子もお伺いしたいと思います。

○古内保健福祉企画室長 現在の県の盛岡保健所の体制でございますけれども、8課74人体制でやっております。それが盛岡市が新しく保健所を設置するということで、一定程度の業務が盛岡市の方に移ってまいります。その関係で、最終的にはまだ調整はございますけれども、6課50数人程度の体制になるのではないかとこのように、現在これも人事課と調整中でございます。

業務に支障がないようにというお話でございますけれども、言ってみれば当然のことでございます。盛岡市に移る業務と残る業務と精査をさせていただいております。必要なスタッフは確保しながらこれまでのサービスが低下することのないような形でやってまいりたいというふうに考えております。

○高橋元委員 県央保健所は何ら心配しておりませんが、移行先の盛岡市の体制の方に問題がないのかということでお尋ねいたしました。

○古内保健福祉企画室長 大変失礼いたしました。盛岡市でございますけれども、現在盛岡市には保健センターというのがございまして、50人の体制でやっておられると伺っております。新しく市になることで、三十数名ほどの人員を強化したいということで、80名を超える程度の体制を考えていらっしゃるようでございます。盛岡市も、県から移った業務に十分対応できるようにということで準備を着々と進めているというふうにご伺っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号社会福祉研修所条例を廃止する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○古内保健福祉企画室長 それでは、議案(その2)の37ページをお開きいただきたいと思っております。説明は、先ほどと同じように、議案等の概要で説明させていただきます。

社会福祉研修所条例を廃止する条例案の概要についてでございます。趣旨でございます。すみません、資料のほうの2ページになります。趣旨でございますが、社会福祉研修所条例を廃止しようとするものであります。

廃止の考え方でございますけれども、平成9年度以降、社会福祉基礎構造改革が行われてまいりまして、福祉サービスが、いわゆる措置制度から、利用者が契約によって行う契約利用制度に移行してまいりました。そうした際、サービスを提供している事業者におきましては、サービスの質の向上が求められているところでございます。そうした環境の変化を踏まえつつ、福祉事業者、岩手県社会福祉協議会、県との役割を整理してみた結果、県による役割は総体的に縮小して、今後県が専用施設を設置して研修を継続していく必要性が低くなってきたと認められることからでございます。

施行期日は20年4月1日から施行しようとするものであります。

箱書きのところでございます。経過でございますが、記載のとおりでございます。

廃止後の研修でございますけれども、これにつきましては、社会福祉関係法令に携わります市町村、県職員を対象といたしました研修、あるいは県の社会福祉施策目的達成のために

必要な従事者研修などの県の役割に基づくものにつきましては、この社会福祉分野に精通した団体に委託して実施をする予定としております。

さらに跡地の利用、現在の社会福祉研修所の建物についてでございますけれども、社会福祉の推進に寄与するものとして有効な活用方法につきまして、現在検討をさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議がありませんので、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号ひとにやさしいまちづくり条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○下屋敷地域福祉課総括課長 ひとにやさしいまちづくり条例の件でございます。3ページ目でございます。お手元に新旧対照表を配付させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

ひとにやさしいまちづくり条例の改正の趣旨でございますけれども、現行条例につきましては、平成8年4月から施行されているわけでございますが、今回の改正の趣旨は、施行以来10年を経過するという中で、ユニバーサルデザインという考え方に立って、だれもが暮らしやすい生活環境の整備を一層推進する必要があるという社会認識を持ったということと、それから昨年12月に高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、私ども、通称バリアフリー新法と申しておりますけれども、これの施行がなされたということも踏まえまして、今般全面的な改正を行ったものでございます。

改正の要点でございますけれども、推進課題といたしまして、そこに書いておりますとおり、ユニバーサルデザインについての県民理解、それから県民の意見をどのように反映していったらいいかということが2点目、それから公共的施設、バリアフリーを進めていかなければいけない施設があるわけでございますが、この整備基準を適合させていくというのが3点目でございます。4番目として、バリアフリー新法の内容を踏まえた見直しを行うということで、今般ここに掲げておりますような改正の要点ということに着目いたしまして、改正を行わせていただきたいと思いますということでございます。

検討経緯でございますけれども、昨年からワーキングチームを設置いたしまして庁内で検討しておりましたけれども、今年度に入りまして、5月6日、県民意識調査、それから関係団体との意見交換、3回ほど行わせていただきました。それから、市町村への説明、9月にはパブリックコメントということで、地域説明会は県内7会場でさせていただいたところでございます。

下にパブリックコメントでの主な県民意見ということで掲げさせていただきましたけれども、総数で78件ございまして、条例改正の内容に関係するものとしては30件ほどございました。4点ほど、ここに代表的なものを掲げさせていただきましたけれども、これらを踏まえまして全面改正にさせていただきたいということでございます。

次ページに条例案の内容ということで書いております。現行条例は体系といたしますと21条文で成立していましたが、これを全部で43条の条文体系にさせていただきたいということでございます。

章といたしますは、第4章の特別特定建築物に追加する特定建築物等、それから第5章の岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会の設置、この2章が新しく設けた章でございます。

下線で示しているところが今回の改正に伴いまして新たに条文として盛り込んだところでございます。なお、これ以外のところにつきましても、内容等については先ほどの新旧対照表のとおり改正等も行っているというところでございます。

主要な部分だけ御説明を申し上げたいと思います。第7条でございますけれども、これは県、県民、市町村、それから事業者等の一体的な総合的推進という条文を入れさせていただきました。これはパブリックコメントでも出た意見でございますけれども、単なる責務、役割ということだけではなく、一体的なというところでこういうような形での条文にさせていただきました。

それから、2章につきましては、従来は9条から16条の分でございますけれども、さらに施策の基本方針を定めていただいたわけでもございましたけれども、やはり県の取り組むべき政策内容というものをきちっと明示した方がいいのではないかということで、9条から16条の分は新規に設定したものでございます。

それから、第3章でございますけれども、これにつきましては、第19条、これは設置者等の施設整備基準に適合している部分の機能の維持保全というものでございますけれども、いわゆる東横イン問題のように、当初はバリアフリーのものを入れていたけれども、後でそれをそのようにしなかったというようなケースもございますので、機能維持というものを入れさせていただいたということでございます。

20条は、県民の意見、利用者の意見聴取ということで、公的建築物を建てるときは、できるだけ県民や利用者の御意見を踏まえるという観点で条文を企画しているものでございます。

それから、23条、24条でございますけれども、これはいわゆる工事完了の届け出と、そ

れから工事完了検査ということで、適合遵守について、やはり行政としても事業者との関係において的確に行いたいということで盛り込んだものでございます。

それから27条は、適合状況の把握ということで、これは今までは既に建てているものとかについて明確な報告聴取ということが条文上なかったわけですが、やはり適切にそれがなされているかということについての把握というもので、新規条文として入れたものでございます。

32条は、住宅に係る措置でございますけれども、これから高齢化社会の中で、いわゆる住宅供給事業者にとってバリアフリー化といいますか、ユニバーサルデザイン化された住宅の整備ということについての努力というものを入れたものでございます。

それから、4章は特別特定建築物として、いわゆるバリアフリー新法の中で法律的に、これは義務でございますが、バリアフリー化になっていないといけないよと。手すりのない建物等でございますが、33条で学校について今般入れさせていただいたということでございます。

それから、34条でございますが、これはいわゆる医療福祉施設については、法の方では2,000平米以上の面積についてバリアフリー化、いわゆるユニバーサルデザイン化なわけでございますが、これを1,000平米まで私どもは下げさせられる条例となっております。法律の根拠条文の中でそのようにさせていただいたということでございます。

それから、第5章が推進協議会ということで、県民との連携、協働のもとで進める、条例設置の協議会ということでございます。

パブコメでは、広く御意見を聴取すべきではないかという提言もございましたので、定数は30人以内で構成したいというふうに考えているところでございます。

第6章の42条については、これから市町村がこういう形で生活環境重視の観点でいろいろな条例なり施策を展開していくことが予想されるわけでございますが、その市町村の条例が出た場合、県との関係において条文の整備規定を設けるというものでございます。

附則でございますけれども、来年4月1日から施行ということにさせていただきます。それで、ただし書きといたしまして、やはり建築の関係について経過措置、周知期間を設ける必要がございましたので、これについては7月1日からの施行ということにさせていただきます。

参考といたしまして、下に公共的施設整備基準への適合の手続の部分について、若干掲げさせていただきました。公共的施設、これは規則で規定しているわけでございますが、一般的に、いわゆる基準適合に努める、あるいは適合部分の機能維持に努めるという部分で、今までですと設置等を行う者でございましたけれども、ここに今回は、設置する者、それから所有する者、管理をする者というものについての努力義務を定義させていただきました。

それから、規則の中で、より高齢者とか障害者等の方が利用されるという特定公共的施設としておりますけれども、これは床面積等で定めているわけでございますが、これにつきましては手続を、先ほど言いましたとおり、やや強化するというところでございまして、届出制

から事前協議へという形にさせていただいたということでございます。

なお、審査、指導助言からのところで、適合適否の判定通知というものがございましたが、これはパブリックコメントの中で建築設計の協会の方から申し出がございましたので、適否の通知を出すということにさせていただきました。

なお、勧告の対象につきましては、従来は未届けの場合でございましたけれども、今回は未協議の場合と、それから一番下の方でございますけれども、協議内容と異なる工事が行われた場合は勧告ができるというように勧告対象の範囲を広げたものでございます。

それから、適合証につきましては、従来は請求をした上で交付するというやりとりでございましたけれども、これにつきましては、適合していれば、県の方から推進という意味で自動的に適合証を交付するというやり方に改めようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明させていただきました。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 ちょっと29条について、説明と条文がどうなのかなというところだったのですが、まず適合証をくれと、一体どういうものを想定されて今準備されているのか、それが1点。もう1点は、今の御説明では、従前は請求をされた方に対して交付だったのが自動的に交付ということだったのですが、29条2項だと、当該請求をした者に対して適合証を交付するものとするという規定になっています。今の説明と条文がちょっと違うのではないかなと思うのですが、この点をまずお聞きしたいです。

もう1点ありますけれども、まずこの点お願いします。

○下屋敷地域福祉課総括課長 適合証につきましては、一般的な公共的施設についても請求ができるわけですが、先ほど言いましたとおり、私の説明が足りなくて大変恐縮でございましたが、特定公共的施設については自動的に配付するという趣旨でございます。それから、適合証につきましては書面であるわけですが、これはこれからの話でございますけれども、例えば建物に付着して付けられる、適合証とは別でございますけれども同じような趣旨のものを書いたプレートみたいなものを建物に付着するというようなことも私ども県土整備部と協議しながら進めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○及川あつし委員 わかりました。ではもう1点、まずこの事前協議になるということですが、協議の窓口は、以前いただいた資料によれば、振興局・市の審査ということになっておりますけれども、正しいかどうかはあれですが、いわゆるこの部分については建築基準法とは別で、各振興局で事前審査、事前協議をするという理解でよろしいのですか。

○下屋敷地域福祉課総括課長 建築確認と同様に御理解していただければいいと思うのでございますけれども、いわゆる建築確認、あるいは条例の業務について、市の方に、盛岡市だけでございますけれども、木造建築物は除きまして建築確認の権限を移管しているものについては盛岡市、それ以外のところについては県振興局の土木部が窓口になると、そのように御理解していただければと思います。

○及川あつし委員 わかりました。ということは、盛岡でこれに該当する場合は盛岡市でと、他の場合は振興局の県土整備のところ及び建築基準法に基づく手続で市町村でという二つになるということよろしいですね。

それで、前回も申し上げたわけですが、私条例の制定について趣旨は重々理解をしているわけですが、最大の懸念は、今耐震偽装問題に発して、いわゆる建築確認申請手続が物すごく滞っているという現状がございます。この滞りが経済の停滞も招いているし、GDPも押し下げているし、それによって会社が倒産しているというような状況も皆さんも御承知のことかと思うわけでございます。これはもう国の対応の不備がすべて原因にあると思うわけですが、今回の条例を新たに制定することによって、今の建築確認申請事務プラス、またこの事前協議が加わることで、これ以上の建築確認申請事務の停滞というものを招くことのないように、ぜひ関係部局、また市町村、いろいろな窓口としっかりと対応していただきたい。

今月配布された統計資料を見ましても、明らかに建築確認申請事務が滞っていることによって、新規の住宅着工件数等が激減している状況があります。条例の趣旨は了とするわけですが、運用面でそういったことがないように、たびたび私も関係の方から意見を伺っておりますし、前回の委員会では、この条例策定に当たっては建築士の皆さんと懇談も3回やられたというような御説明もあったわけでございますが、ぜひ滞りがないように、十分なる御配慮をいただきたいわけでありますが、所感があればお示しをいただければと思います。

○下屋敷地域福祉課総括課長 なかなか利用者の方に負担が現実あるのではないかと御指摘でした。今委員からお話があったとおり、負担増の中で、社会的なユニバーサルデザイン、バリアフリー化を進めるということの御理解を賜りながら進めさせていただきたいと思っております。

なお、特定公共的施設新築等についてのものでございますが、件数的には年間大体200件くらいございます。そういう状況でございますので、私どもとしては御協力を賜りながら、社会環境の整備に努めてまいりたい、そのように思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情について審査を行います。受理番号第 15 号 2008 年 4 月実施の後期高齢者医療制度の凍結・見直しを求める請願を議題といたします。

それでは、当局の参考説明を求めます。

○柳原医療国保課総括課長 それでは、お手元の条例議案等の概要の 6 ページ以降によりまして参考説明をさせていただきます。6 ページでございます。後期高齢者の医療制度についてでございます。

1 番といたしまして、後期高齢者医療制度の運営の基本的な仕組みを図解させていただいております。この 1 の図のうち、中ほどを御覧いただければと思います。この後期高齢者の医療制度につきましては、全市町村が加入する広域連合が財政運営の実施主体となるわけでございます。その財政の基本は、患者さんの負担がまず 1 割でございます。それ以外の 9 割の部分について、公費が約 5 割、あとは後期高齢者の支援金とあって、74 歳以下の方々の医療保険料からの支援金が 4 割、そして後期高齢者の方々の保険が 1 割といった年齢の構成になって運営されるわけでございます。

2 の方にまいりまして、後期高齢者の医療保険料等についてであります。この後期高齢者の医療保険料につきましては、高齢者個人ごとに賦課をされるというものでございまして、岩手県におきましても、さきの 11 月 19 日の岩手県の後期高齢者医療広域連合の議会におきまして議決を経て岩手県の保険料が設定されたところでございます。月平均 4,869 円ということでございます。

これを少し分解していきますと、均等割ということで、1 人当たり、必ず納めていただく均等割分が月 2,983 円、そして所得に応じて納めていただく分が、平均的に月 1,886 円ということになっているわけでございます。

7 ページの方に移らせていただきまして、3 の高齢者医療の負担の凍結措置についてであります。後期高齢者の方の医療に関する保険料等、本県においても広域連合の方で設定されたわけでございますが、その後期高齢者の医療と、あとは 74 歳以下のいわゆる前期の高齢者の方々も含めまして、高齢者医療の負担の凍結措置について、平成 19 年 10 月 30 日、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおきまして、高齢者医療の負担のあり方についてということで、負担の凍結措置の方針が示されたわけでございます。

これに基づいて政府として地方自治体等関係者と連携しつつ、次のように適切に実施していくとされたものでございます。

(1) 番でございます。70 歳から 74 歳の医療費の自己負担増、これはいわゆる前期高齢者の方々の自己負担増でございますけれども、20 年 4 月から 2 割になるところでございますけれども、21 年 3 月までは 1 割のまま 1 年間凍結をするというものであります。

そして、(2) 番であります。後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することになる方、被用者保険の被扶養者の方々でありますけれども、この方々の保険料については、平成 20 年 4 月から 9 月までの 6 カ月間は、これは徴収をしない、凍結をする。そして 10 月から

平成21年3月までの6カ月間は9割軽減するというものでございます。簡単に言いますと、仮に年間の保険料が1万円だった方については、半年後が5,000円になります。最初の5,000円は凍結でございますので徴収をせず、後半の6カ月分については500円を御負担いただく。全体でいけば20分の1を御負担いただくというような軽減措置になるわけでありまして。

4の後期高齢者に係る新たな診療報酬体系についてであります。現在この診療報酬につきましては、国の社会保障審議会の後期高齢者医療の在り方に関する特別部会におきまして御議論いただいた新たな診療報酬体系の骨子に基づきまして、国の中央社会保険医療協議会で新たな診療報酬体系の実施に向けて具体的な検討が行われているところでございます。

5番にまいりまして、平成21年度以降の高齢者医療制度のあり方につきましては、3のところでも触れましたとおり、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおきまして引き続き検討するとされているものでございます。

ページをおめくりいただきまして8ページでございます。8ページは、平成19年10月30日に示されました与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームの高齢者医療の負担のあり方についてという方針でございます。

中段から1、2、3とございますけれども、1番については前期高齢者の医療費の負担増に関するもの、2番目が後期高齢者の医療制度で新たに保険料を負担する方々に対する保険料の負担の軽減措置に関するものでございます。

9ページにまいりまして、現在国の中医協の方で検討いただいております後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子の具体的検討の中身でございます。

10ページにまいりまして、後期高齢者医療制度にかかります市町村及び広域連合のこれからの準備の状況及び今後のスケジュールでございます。中段から下以降、平成19年11月19日に広域連合の議会で保険料等の条例について議決をされたところでございます。11月27日には市町村に予算の説明会がなされ、年明け1月中旬には、また市町村の後期高齢者医療制度の担当の課長さん方に対する広域連合からの説明が予定されているというものでございまして、以降2月の下旬に広域連合議会の2月定例会というような手順を経まして4月1日の本格施行に向けたスケジュールで、今進められているところでございます。

以下、11ページには県内の後期高齢者医療制度の保険料に関する新聞の記事を添付させていただいたものでございます。説明については省略させていただきます。

以上、参考説明を終わらせていただきます。

○千葉康一郎委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 会派の中でも、この部分については大分意見交換いたしました。請願の中にも、年寄りいじめの制度ではないか、年をとったら早く死ねということか、本当に病気になっても病院にかかれないという意見が大変多く寄せられております。中央の与党の考えとはいえ、本当に弱者を切り捨てる政策そのものだと思っております。

そういう多くの意見に対して県はどのように受けとめられているのでしょうか、まずお

伺いたします。

○柳原医療国保課総括課長 この後期高齢者の医療制度につきましては、国の医療制度改革の一環として、関連する法律の一つとして新たに高齢者医療確保法という中で規定をされた中身というふうになっているわけでございます。

その中で、この高齢者の方々に新たに保険料を御負担いただくといった点については、国においてもその法律の成立過程において種々議論があったというふうに理解をしております。その中では、例えば高齢者の方々にこうした新たに負担をお願いすることについて、私どもが把握している範囲においては、例えばこれからの医療費の増に対して世代間の負担の公平を図るという点と、こういった医療制度の持続可能性を確保していくという観点からお願いをするといったような政府からの答弁等もあったというふうに私どもは理解しております。

そういった点を踏まえますと、今後社会保障の一環として医療費が増大することは避けられないという中で、どのようにして負担の均衡を図りつつ制度を運営していくかということについては、大変大きな課題だと思っております。そういう点からしますと、現段階においては、この法の中でこういった御負担をいただくことについては、県としてどの程度が本来の適正水準なのかどうかについては、さらに与党で議論していただくふうになっておりますので、こうした国の動向を踏まえた上で、県としても制度に対応していく必要があると思っております。

ただ、実際負担いただくことをどう思うかということについては、制度運営という中で、どう御負担いただくかという中で一つの選択肢としてあるのではないかというふうに考えております。

○及川幸子委員 一つの選択であるというのは、とても冷たい言い回しだと私は思います。灯油とか石油が上がって、年金が一定額なのにこれは上がる、これからの負担が上がるでしょう。与党さんが1年間延ばして延期したというのも、この計画は本当に冷たい計画で、与党の中でも議論があったから、1年間凍結しているのではないのでしょうか。多分、自民党の議員さんだって、きょうおいでになっている議員さんだって、お年寄りを抱えて、これから医療費が増大するということでは大きな反発を持っていらっしゃる方も多いと思います。もう一度、県としての考え、市町村からの請願が大分採択されている現状です。与党、政府が決めたからこれに右ならえでは、ちょっと冷たい部分だと私は思います。

この東北は大変寒くて、灯油がかかります。お年寄りが寒い中で、この間もテレビで報じられておりましたが、石油を本当に細くして、着るものをいっぱい重ねて、食べるものを本当に少なくして暮らしている現状を映していました。その点について、与党が考えた政策だから国の指導にという部分ではちょっと私はいただけない気がしますが、もう一度すみません、よろしく申し上げます。

○赤羽保健福祉部長 生活の実態を見た場合に、負担がふえるような方向で制度を変えるのはおかしいのではないかという御意見であろうかと思えますし、そういった請願の趣旨

であろうと思います。

一方で、先ほど柳原総括課長からも申し上げましたけれども、増大していく高齢者の医療をどうやって維持していくかという課題もまたあるのだらうと思います。少し言い方があれかもしれませんが、個人の懐ぐあいと社会全体の懐ぐあいと両方を見据えた議論をきちんとやっていかなければならないのではないかなと思います。

そうした中であって、一つは世代間の公平をどういうふうに図るか。それから、国民皆保険という世界にも誇れるような仕組みをどうやって維持していくのかというふうなことであろうと思っております。

非常に冷たいというお話になるかもしれませんが、私ども行政機関の人間といたしましては、国会で成立した法律にのっとって制度を実施し、運営していくという責務があると思っております。この請願の中身について、そういった法律を実行していくという立場からすると、具体的なコメントをすることはできないのかなと思っておりますが、確かに冒頭でも申し上げましたように、個人の懐ぐあいには大変影響があるだらうと。ただし、これから高齢化が進み、少子化が進む中で、どうやって世代間の公平を保ち、制度を維持していくかということについては、現時点で国が決めて法律になったものを私どもが行わないということは選択としてはできないということになってくると思います。行政機関の立場からすればです。

そうした意味で、先ほど柳原総括課長からああいった形で御答弁申し上げたわけでございまして、何回もくどくなりますけれども、社会全体としての制度の維持といったことの中で、国レベルでももう少し議論をしてしかるべき中身も、あるいはあるのかもしれないと思っております。

○及川幸子委員 多分、部長さんも本当の心はおわかりだと思います。だって、本当に年金が上がるのだったらいいのですけれど、年金が幾らもないのにこの仕打ちというのは大変だと思います。やっぱり国が決めたから、行政機関が決めたから右ならえというのは私はおかしいと思います。ですから、市町村からも請願が上がっているわけで、そういうところは、県はまた右ならえではなく、国に対して意見を持ってしかるべきと私は思うのですが、もう一度答弁いただけますか、部長さん。

○赤羽保健福祉部長 この医療制度ができる段階では、当然のことながら、負担と受益の均衡でありますとか、それから所得と負担のあり方といったことについては、県としましても、それから全国の衛生部長会という会がありますが、そういったことなども通しながら、いろんな場所で厚生労働省、あるいは国に対しては御意見を申し上げてきた経過はございます。

私どもとすれば、制度の円滑な維持、あるいは持続性ということが非常に大事だと思っておりますし、そうした中で、個人の負担と受益の関係をどうするかということについては、国で十分に考えてほしいとも思っております。

ただ、そうしたいろんな意見の中でこうした法律ができてしまった段階でございますので、私ども行政機関の人間とすれば、法の定めた中身によって適切に執行していくというふ

うなことになるかと考えております。

○小野寺有一委員　そもその話といたしまして、この請願陳情の要旨を見ている限り、一番最後のところで、この請願の要旨が、後期高齢者医療制度について、当分の間凍結・見直しをするよう、国に対し意見書を提出していただくよう請願するというふうになっております。その中で、例示として1番ということで、同様の内容が書いているわけでございますけれども、私の理解では、先ほど課長から御説明いただきましたけれども、この凍結措置でこの請願陳情の要旨は既に達成されているというふうにしか私には理解できないのであります。県のほうからこの請願の内容と、現在凍結の措置をとられているものとを比較されて、これが不足があるのかどうか、ちょっとその辺のところを県の御所見をいただければと思います。

○柳原医療国保課総括課長　請願の趣旨と、現在政府与党、国等で示している凍結の方針との関係ということでございます。国の高齢者医療の負担の凍結措置については、お手元でございます条例議案等の概要6ページの1番の図を御覧いただきたいと思っております。1番の図で、全市町村が加入する広域連合のところに、高齢者の保険料1割という記載がございます。後期高齢者に限って言いますと、与党の今回の凍結方針については、この保険料の徴収について1年間、半年については凍結をして、向こう後半の半年については9割軽減するというものだというふうに理解しております。

また、70歳から74歳については、後期高齢者の医療制度というよりは前期高齢者の医療制度という中で、20年4月以降、自己負担割合が2割になるところを1割のままにしますというものでございます。この広域連合の実際の運営の仕組みの中にはそれは入ってこないものでございます。

そうしますと、広域連合の後期高齢者医療制度の運用の仕組みを見ていきますと、保険料の徴収の仕組みといたるところと、後期高齢者の支援金という徴収のところと、公費の負担を充当する、こういった仕組みが少なくともあるわけございまして、与党の今の方針では、この公費の投入の仕方、または後期高齢者の支援金の納付の仕方とか、そういったものについてはどういう方針にするかと、凍結するとか見直しするといったものは示されていないのではないかというふうに思っております。あくまでもこの高齢者の保険料部分についての凍結の方針ではないかと思っております。

一方、請願陳情の要旨の方でございまして、請願の内容の最後の部分で、1といたしまして、後期高齢者医療制度について、2008年4月からの実施を凍結・見直しというふうに書いてございます。これを素直に私ども見ますと、後期高齢者医療制度すべてについて実施を凍結・見直しするというふうにこの請願は読めるのではないかとというふうに理解をしております。

そういたしますと、この請願の趣旨としては、高齢者の保険料だけではなくて、この後期高齢者医療制度の運営の基本的な枠組み自体の実施の凍結・見直しを請願されているのではないかとというふうに私どもとしては理解しているところでございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○小野寺有一委員 本請願につきましては、今柳原課長の方からのお話がありまして、後期高齢者医療制度そのものの凍結・見直しを考えているということだということであれば、やはり現後期高齢者医療制度ということが、先ほどから部長さんの方からもお話が出ておりますけれども、いかに制度維持を図っていくかということからの観点でこういったものが編み出されてきていることを考えると、この制度そのものを否定をするということについては、やはりこれは無理があるし、今後これからの我が国を担っていく若い方々に過度の負担をかけるものであるというふうに言わざるを得ないと思いますので、この請願につきましては不採択が相当だというふうに考えます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○及川幸子委員 意見と言いました。私先ほどから言っているように、国が凍結をしながら、やっぱりいいことであつたら絶対突き進むはずです。これが大変な論議が交わされて与党の中でも反対意見が多かったと。それ自体がこの制度についてはとても誤りがあると私は考えるところから、これは請願を採択したいと思います。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○木村幸弘委員 私も本請願については賛成の立場でございます。今幸子委員の方からお話がありましたが、今回の資料の説明の中を見ましても、結果的に制度上の問題でまだまだ与党の中での方向性、議論がきちんと定まっていないと。しかも、暫定的に、とりあえず来年1年間、いわゆるだますという言葉は表現が適当ではないかもしれませんが、まず制度はとにかくスタートさせて、その間にいろいろな問題についてはなお与党の中で検討してまいりましょうと。したがって、その間は暫定的に期間を定めて経費の軽減措置を図るというふうにしかとられないわけであります。

だとすれば、21年以降の医療制度のあり方そのものを含めて総合的にきちんと検討した中で、全体の将来的なものを含めた考え方を国民、関係者に示した上でこの制度の立ち上げを図るべきだというふうな観点で、そういう意味からいうと、今性急にとりあえずの措置の中で物事を進めるような同制度についてはやはりおかしいというふうな考え方であります。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 それでは、本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 可否同数であります。ただいま採決をいたしました結果、起立については、採択、不採択同数でございますので、本請願に対する委員長の判断を申し上げます。この件については、委員長は採択といたします。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。まず、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。文案の検討をお願いします。

（「意見書案」配付）

○千葉康一郎委員長 お配りしております意見書案ですけれども、御覧いただいておりますが、若干請願には記載のない部分がありますので、御説明いたします。

中段、「このため国においては」以下は、請願提出後の事情変更があったため加筆したものの、次の「また」の後段の「制度の実施に当たっては」以下は、県民の不安の声への対応について加筆、「よって」の後段の「より高齢者に配慮した見直しとなるよう」については、どのような見直しとするかについて、次の「併せて」以下は、凍結を求めるのであれば、後期高齢者に対する4月以降の医療の提供について、高齢者が不利益を受けることのないよう、措置を求めることを加筆したものです。請願の趣旨の範囲内での加筆となっていると考えております。

意見書案について御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○小野寺有一委員 本件につきましては、これは先ほどの請願の採択、不採択の表決でもおわかりになりますとおり、賛否が割れておりますので、討論の機会を与えていただきたいというふうに思います。

○千葉康一郎委員長 それでは、小野寺有一委員、討論ですか。

○小野寺有一委員 後期高齢者医療制度の凍結・見直しを求める意見書に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず第1に、意見書では、「後期高齢者医療制度について、平成20年4月からの実施を当分の間凍結し、より高齢者に配慮した制度となるような見直しをされるよう、強く要望する」というふうになっておりますが、この後期高齢者医療制度そのものが今の医療制度、皆保険制度と言われる世界に冠たる制度を維持していくためにはどういった制度的な仕組みが必要になるかといった観点からつくられたものであるというふうに認識しております。

したがって、この後期高齢者医療制度の仕組みそのものを否定するということは、国民皆保険制度の制度維持に対して、持続可能なシステムといったものの寿命を逆に縮める結果になりかねないというふうに思うわけであります。

また、この後期高齢者医療制度の中で最も大きな問題であるというふうにされておりますこの負担の問題につきましては、少なくとも与党、それから政府との協議の中で6カ月間の凍結、さらに6カ月間は9割削減ということが書き込んでありますので、こうした見直しを求める意見の大半のものにつきましては既に制度として酌み取られているというふうに考えるのが第1点でございます。

第2点といたしまして、現在社会保障費全体といたしまして、毎年8,000億円ずつ、何もしなければ伸びていくというふうに言われております。何と岩手県の総予算額以上の金額が、何もしなければ1年に伸びていくというのが我が国の置かれている現状であります。それを何とかいろんな人の知恵を絞って5,000億円程度の拡大にとどめようというふうに、いろいろな観点からいろんな方に負担をお願いして出てきたというのがこの後期高齢者医療制度であります。

また、数年前の数字では、高齢者に対する施策と、それから少子化対策に対する施策との財政上の措置の比率は約30対1だというふうに言われておりました。そうしたことから考えると、高齢者の医療制度、もちろん厚い方がいいわけですが、それを厚くすることによって、本来もっと社会保障の網を広げていかなければならないところがかえって薄くなる結果を招いてしまうのではないかというふうに思うわけでございます。そういう意味では、世代間の公平感を著しく欠く結果になるというふうに考えるものであります。

実際に、この後期高齢者の保険制度の保険負担の約4割は若年者からの保険料によって成り立っております。若年者への負担をさらにふやしていこうという方向については賛成いたしかねるものであります。

日本の高齢者は世界で一番に近く平均寿命も長く、そのお年寄りの方々からはいろいろな御意見があるでしょうけれども、世界的に見れば一番幸せなお年寄りだというふうに言っても私は過言ではないと思います。

先日の新聞記事の中で、曾野綾子さんという方が、本当の貧困というのは、あす何を食べるか困ることであって、あした車に乗れないのではないかといったことは本当の貧困とは言わないというふうに言っておりました。そういった意味では、世界的に見れば比較的恵まれている日本の高齢者に、自分たちの健康を維持するための何がしかの御負担を求めるといのは、当然とは申しませんが、現在の置かれている財政状況ではいたし方がないというところではないかというふうに思うわけでございます。

以上の観点から、後期高齢者医療制度の凍結・見直しを求める意見書につきましては、反対とさせていただきたいと思っておりますので、委員各位の御賛同を求めまして、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○千葉康一郎委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかに討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま御検討いただきました意見書を今定例会に委員会発議する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 可否同数でございます。御着席願います。

同数でございますので、委員長の判断を申し上げます。委員長は、意見書を今定例会に委員会発議することに賛成いたします。

よって、本請願に関し、ただいまの意見書を今定例会に委員会発議することに決定いたしました。

次に、受理番号第 16 号障がい者への差別をなくすための岩手県条例の制定について請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○小林障害保健福祉課総括課長 それでは、受理番号第 16 号障がい者への差別をなくすための岩手県条例の制定についての請願につきまして、参考説明をさせていただきます。お手元に配付しております資料、12 ページからでございますので、御説明をさせていただきます。

まず、1 の最近の障害者が当事者となった不当行為等についてでございますけれども、請願の中に記載されておりますように、本年花巻のクリーニング店が雇っている障害者への賃金不払い、長時間労働をさせていたという事案、さらには一昨年には奥州市の民間事業所が、従業員である障害者の年金等の預金を会社の資金に流用したというような事案など、障害者の権利を侵害するような事件が本県でも起きておまして、県としては施設の事件につきましては同様の事例がないかどうか、全施設を調査しますとともに、通知により注意喚起を徹底したところでございます。

また、民間企業の場合は、市町村と連携しながら、本人の意向をお聞きしながら、入寮者の施設への入所を促進するなどの対応を図ってきたところでございます。

次に、2 の障害者権利条約についてでございますが、また一方国連の動きを見ますと、平成 13 年 12 月に障害者の権利に関する条約を検討するための委員会の設置を決議いたしまして、平成 14 年 7 月から 8 回にわたり開催、検討しました障害のある人の権利に関する条約、いわゆる障害者権利条約案をまとめまして、平成 18 年 12 月の国連総会本会議において採択されたところでございます。

また、我が国におきましては、この条約に平成 19 年 9 月に署名をしたところでございまして、今後はこの批准に向けた国内法の点検作業等がなされるものと見込まれているところでございます。

また、御承知のとおり、我が国の障害者基本法におきましては、第 3 条第 3 項に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」という理念が規定されているところでございます。

また、次の 13 ページでございますが、3 でございますけれども、諸外国及び千葉県の情勢についてでございますが、諸外国におきましては、アメリカの ADA 法やイギリスの DDA 法といったような、40 カ国以上で何らかの障害者の差別を禁止する法を制定していると

いう報告もあるところでございます。

こういった中で、千葉県におきましては、(2)にありますように、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を昨年10月に可決成立し、本年7月に施行したところでございます。

この条例は、誤解や偏見等による不利益な取り扱いをなくすとともに、建物あるいは制度などのバリアの解消などにより、だれもが暮らしやすい社会の構築を目的としておりまして、差別の定義、あるいは差別行為を解決する仕組み、それから制度や習慣を変えていく仕組み、それから頑張っている人を応援する仕組みといったような4つの柱で構成されている内容となっておりますところでございます。

これを策定するため、千葉県におきましては差別事例の募集、800件以上を募集しておりますし、また検討会の開催を20回以上されている。それからタウンミーティングを32回されているなど、官民協働で策定をいたしまして、障害者とも連携しながら県民合意形成に十分な時間をかけたというふうに向っているところでございます。

次に、14ページでございますが、4の本県の取り組み状況でございますけれども、本県におきましては、事業者指定基準でございます人権擁護でありますとか、あるいは虐待防止、それから身体的拘束の禁止、それから苦情解決の仕組みなどに基づきまして、施設でございますとか、障害福祉サービス事業所等の指導を行っているところでございます。またその右側でございますように、施設、障害福祉サービス事業所、あるいは精神科病院等におきまして、事故等があった場合には迅速に御報告をいただきまして、事業者あるいは市町村と協力いたしまして対応に当たるという仕組みづくりをしているところでございます。また左側でございますように、成年後見制度のすそ野を広げる県民向けの研修でございますとか、あるいは団体を育成しております、また金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の支援といったようなことなど、権利擁護制度の拡充に努めているところでございます。

さらには、一番下でございますように、県社協に設置されております社会福祉法第83条に基づく運営適正化委員会、あるいは障害者110番といったところの相談室の設置によりまして差別、虐待相談等への対応など、障害者差別等の事案解消に取り組みを進めているところでございます。

以上で参考説明を終わらせていただきます。

○千葉康一郎委員長 それでは、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 我が会派においても、この請願については大分問題提起され、協議してきたところであります。

まず、こういう状況の中で、差別される自体をよしとしません。もちろん皆さんの意見もそうでした。差別があつてはいけない。そしてまずきょうは、この委員会に長い時間、介助犬も本当におとなしくて、私もずっとさっきから後ろに目が行くようで、本当に大したものだなと思いつつながら、この請願を一日も早く採択してあげたいという思いでいっぱいなのですけれども、この請願を受ける前に、私たちの委員会は勉強会をいたしました。そして千葉

県の取り組みも大分御説明いただいたのですけれども、この請願を通すためには、条例を通すためには、日にち的にも1年と10カ月も、2年近くかかっておりますね。さまざまな周知を徹底して多くの方々の意見を総合的にまとめてこれが通ったものと考えております。

そして1点は何よりも、千葉県の知事さんが前向きに旗を上げていらしたということですね。私ども、この岩手県でこの条例を通すならば、岩手県知事にも旗を振っていただいて率先してやっていただかなければならない条例ではないかと思えます。

まず、障害者だけでなく、幅広い層の県民の総参加によってこの条例はなされるものではないかと思ひまして、今の段階では私はまだ採択まではいかないのではないかと。目的はもちろん採択でございますが、ちょっとまだ採択まではいかない、準備の段階があるのではないかと思ひます。

県内において多くの障害者の方がいらっしゃいますけれども、一部障害者の方、この周知を徹底してわかっていない方もいらっしゃるようです。県内の方々、多くの意見を聴取しながら今後も取り組んでいくためには、私はまだ継続という段階で臨みたいと思ひます。以上です。

○千葉康一郎委員長 ほかにありますか。

○及川あつし委員 意見、取り扱いについてはまた後で申し上げたいと思うわけですが、まず、県当局にちょっと質問を何点かいたしたいと思ひます。

私も、非常にいい請願が出たという理解で、改めてさまざまな角度から勉強させていただいているところでございます。その中で、先ほど及川幸子委員もお話をされておりましたが、日本で初めて条例制定に取り組んだ千葉県では、やはり堂本知事が推進のエンジンになって最終的に条例の制定までいったんだということも勉強させていただきました。

その中で、健康福祉千葉方式というものを堂本知事が提案していたようでありますし、その中で千葉県の障害者計画という中に、そもそも4番目に千葉県独自の障害者差別をなくす条例づくりというものが盛り込まれていたというふうに承知をいたしているところでございます。

そこで伺うわけでございますが、本県の岩手県障害者プランというものがございまして、改めて読ませていただきますと、障害福祉計画部分については、平成18年度を初年度として平成20年度を目標年次とする3カ年計画とするということが記載されているわけでございます。今年、来年というところになってはいますが、先ほど総括課長さんの方から本県の取り組みについて御説明がございましたけれども、計画をまた見直していく時期も近づいてきております。現段階でどのような議論がなされているか、お知らせをいただきたいというのが1点。

もう1点は、障害者基本法に基づいて各都道府県には地方障害者施策推進協議会というものが設置されていると伺っております。その中に、当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査、審議することということが定められております。これまでこの推進協議会というものをたびたび開かれてはいると伺って

おりますが、この協議会の中でこの障害者の差別に関する議論がなされているのであれば、その経過と中身についてお知らせをいただきたいと思います。

○小林障害保健福祉課総括課長 まず、プランにおける議論ということでございますけれども、その障害者プランの2年後に見直す障害者福祉計画部分といいますのは、3年ごとに見直しをかけていくわけでございますけれども、プラン全体につきましては、県の総合計画、それから保健福祉計画と同列の並びで検討を進めていくものでございまして、この障害福祉計画はそもそも障害者の自立支援法に基づきます必要なサービスの提供でございますとか、あるいは、それを提供するための仕組みづくりでございますので、そのプランにおける議論というところ言えば、福祉計画における議論ということではなくて、プランの策定のための議論ということになってくると思います。

推進協議会でどのような意見が出たかということでございますが、県の難病連の方からも、平成17年1月の推進協議会におきまして、障害者への差別を感じているので早期に条約を制定すべきだというような意見が…。

（「条例」と呼ぶ者あり）

○小林障害保健福祉課総括課長 失礼しました。条例を制定すべきだという意見が出されていたところでございますけれども、それにつきましては当時は引き続き勉強を続けていくというようなことでなされております。という経緯はあったのですけれども、その後につきましては、特に差別という観点からの議論というのはなされなかったというふうに記憶をいたしております。ただ、権利擁護でありますとか人権擁護という観点からの議論は行われているかと思っております。

○及川あつし委員 次に、先ほど御説明をいただきました我が国の状況であります。条約を署名されて、今国で国内法の総点検、見直し作業等がされているという御説明もございましたが、国の立法措置に向かつての取り組み状況、県としてどのように今把握をされているか、国の立法準備状況についてもう少し詳細にお伝えをいただきたいと思っております。

○小林障害保健福祉課総括課長 現時点におきましては、高村外務大臣が条約に署名をなさったという情報はいただいておりますけれども、その後の動きにつきましては詳細には把握していないところでございます。ただ、条約に署名をなさったということは、今後の見直しを含めて検討をしていくことは必要というふうに考えてございます。

○及川あつし委員 ぜひこれは委員長にもお取り計らいをお願いしたいわけでございますが、国の立法措置と本県の条例制定というのは非常に密接に関係してくる部分かと思われまますので、適宜委員長の職権において執行部の方々に国の立法準備状況について調査、把握をされて委員に報告していただきたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いします。

それと、これも先ほど、千葉県条例制定に当たっての経過の説明がございました。最初に差別事例を募集し、約800件差別事例が募集されたというふうな説明もあったと思いますが、本県としてこのような差別事例を過去において集積しているのでしょうか。その差別事例の事実の集積等があるかないかについて、その中身の概要で結構でございますので、そ

れについてもお示しをいただきたいと思います。

○赤羽保健福祉部長 ちょっと巻き戻しさせていただきまして、国内法の整備の関係でございませぬけれども、先ほど申し上げましたように、署名をした段階で各省庁が関連する法律がどのくらいあるかという整備に着手した段階だと思っております。もっとも条約の日本語文についても、政府の一応の仮訳ができた段階で、今後政府としての確定訳が出てきて、それに基づいて各関係省庁が関係法令の一斉点検をしていくのではないかなと思っております。署名して批准するまでどのくらいの時間がかかるかわかりませぬけれども、そうした状況については、私どもの方で当委員会にもお知らせするなどして対応してまいりたいと考えております。

そのほかのことにつきましては、小林総括課長から答弁させます。

○小林障害保健福祉課総括課長 現在まで差別事例について集積をしたことがあるかということですが、そういう差別事例として集積をするといった手法でやったことはございませぬので、集積はございませぬ。

○及川あつし委員 はい、わかりました。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○高橋博之委員 国連の障害者の権利条約であります、読みますと、個人が障害を有しているのではなく、社会とのかかわりの中で障害が発生する。つまり障害を取り除くべく義務を負っているのは社会の側であるということがこの権利条約で明示をされているというふうに思うのであります。それに高村外相が署名をしたということですが、今の日本の我が国の現状は、その条約とは明らかにかけ離れた状況だろうというふうに思っております。

そこでお尋ねをいたしますが、障害を取り除くべき義務を負っている社会が、今は差別という形でその障害をさらに大きくしているような現状があります。本県といたしましても、14 ページにありますように、これまで差別の事案を解消しようということできざまな取り組みをしてきたわけですが、この取り組みで十分であったのか、この点について、まずはお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○小林障害保健福祉課総括課長 先ほどもお話し申し上げましたように、この12ページの1のところにもありますように、さまざま取り組みをしてきたわけですが、さらに障害者に対する不当な行為でございませぬとか、あるいはいわゆる差別と言われるかどうかというような事例が発生しているのが現状でございませぬ。

そういう中で、本県の取り組みが十分であったかと言われるかと……。

(赤羽保健福祉部長「十分でない」と呼ぶ)

○小林障害保健福祉課総括課長 十分ではなかったのではないかと云々ざるを得ないのではないかとこのように思っております。大変申しわけありません。

○高橋博之委員 十分でないでこういう請願が障害者の皆さんの側から出されていると思うのであります。

そこで最後に保健福祉部長さんにお尋ねをしたいのでありますが、部長さんは障害者福祉畑も大変長く、現場も歩いてこられた方でありますが、この今回出てきた障害者差別撤廃条例を県としてつくるということについて、どのような御所感をお持ちでいるのか。これまで本県がさまざまな取り組みをしてきた中で、至らなかつた、十分ではなかつた、その点を埋めていく可能性を持っているのかどうか、この点について御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○赤羽保健福祉部長 私の職業人としての経過は別といたしまして、本県の中で障害のある方々にさまざまな差別、あるいは生きにくい状況があることは間違いないのではないかなと思っております。その主たる原因が障害のある方にあるのではなく、社会の側にあるのではないかと。そうしたことも、高橋博之委員が話されたのと全く同感でございます。この12ページには、やや極端な財産侵害を中心とした事例を書いているわけでございますけれども、日常の生活の中でさまざまな体験をされている方々は大変多いのではないかと考えております。ここには書かれておりませんが、数年前には、施設の中で女性の利用者が妊娠するといったような事案も発生しているわけでございます。そういうことも、施設の職員になった者が障害のある方を一人の人間としてきちんと認めていけば起こり得なかつたであろうということを感じております。

そうした意味では、財産侵害だけではなく人格への侵害、それから日常の日々の生活面でのさまざまな面での生きにくさといったことというのは、実際上あるのではないかと考えております。そうしたことをどう解決していくのかということは、私ども保健福祉部のみならず、岩手県の中での非常に大きな課題ではないかというふうに考えております。

○千葉康一郎委員長 ほかに質疑、意見はありませんか。

○三浦陽子委員 大分皆さんからいろいろ御意見を出していただきましたけれども、教育問題というのもやはり大きなものだと思います。学校教育、いろんな教育の現場がありますけれども、そういう方々の声もこういうところにしっかりと、先ほど及川幸子委員からも御指摘ありましたけれども、やはりもっと全県的に大きく広げていくためには、時間をしっかりとかけ、インクルーシブ教育の問題もそうですし、本当にさまざまな分野で、保健福祉部だけではなくいろんなところ、部局横断的に取り組んでいくべきものではないかというふうに思うのですけれども、部長さん、いかがでしょうか。

○赤羽保健福祉部長 先ほど十分にお話ししないでしまったかもしれませんが、教育の問題というのも実際には大きいと思います。差別の問題を考えると、特別支援教育が差別だということでは決してないと思っておりますが、どういった形で教育を進めていくかというのは非常に大きな課題だと思います。そういう意味では、当部の課題だけではなくて、先ほども申し上げましたけれども、岩手県全体としての大きな課題だと思っております。

ただ、きょうもいらしているわけですが、請願者が窓口として県議会に請願されて、そして商工文教に行ってもよかったのかもしれませんが、私どもの方に来たのだと

ということではないかと考えております。そこは、県議会の方の取り扱いとして、この委員会にかかっているかもしれませんが、障害者差別に関しては、福祉の問題だけではないというふうに考えております。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○小野寺有一委員 本請願につきましては、私の個人的な感じといたしましては、本当に直ちに採択をして、それで2、3日徹夜して条例文をつくって、すぐに条例を出したいというぐらいの気持ちでございますけれども、先ほど、及川幸子委員、それから三浦陽子委員からお話ございましたとおり、本請願に含まれている願意につきましては、社会の本当にいろいろな部分に多岐にわたるといってもございます。それから、その条例は字の羅列ではあまり意味がないということで、その条例に本当の魂を入れていくためには、もう少し少なくとも我々県議会議員のこの本委員会に所属する以外の委員会にも理解を深めていただかなければならないというふうに思いますので、もう少し時間をかけて請願の審査をすべきではないかというふうに思います。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川幸子委員 大分意見が出されたようでございます。小野寺先生、そして三浦先生、一緒でございますが、やっぱり部局横断的に、そして県民に多く呼びかけながらこの請願を一日も早く通すために準備をしていきたいという思いでいっぱいです。

それで、まだ準備段階ではないと思います。県においても、指導が大変手ぬるかった、なかなかやれなかったということをおっしゃいました。これからどんどん取り組んでいただきながら、私どもも一生懸命やっていきたいという思いで、私は継続を求めます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○高橋博之委員 本請願については採択すべきというふうに思います。請願の中身も読ませていただきましたが、条例の趣旨、それから条例制定の目的、立法事実についてもこれまでさまざま出てまいりました。先ほど来、本当にいろんな部局をまたがって、まさに県民全体でやっていかなければならない問題だという御意見があつて、まさにそのとおりであります。私は準備不足という言葉は当たらないと思います。準備ができてから、社会に周知をしてから、みんなを巻き込んでからやるといったのでは、いつまでたってもできない話であつて、まさに、だからこそ条例をつくる過程の中で多くの県民の皆さんやさまざまな分野の方を巻き込みながらこの権利擁護の意識を高めていくというのは、条例をつくる過程で私はやっていけばいい問題だろうというふうに思います。

きょう、この以前に2つ、請願陳情の審議をしてまいりました。後期高齢者の医療制度、それから灯油、石油製品異常高騰への緊急対策、両方とも請願を本日採択したわけであります。確かにこの方々は今大変苦しんでおられる、これから苦しむ方々かもしれませんが、そ

ういう意味では、いわれなき差別で人として最低限の権利も保証されずに、これまで10年、20年、30年苦しんできた方々の思いを考えれば、私は1日も早くこの条例制定に取り組むべきだというふうに考えるものであります。

ですから、採択ということをお願いしたいわけではありますが、具体的なこの条例制定の検討方法については、先ほど幸子先生や陽子先生もおっしゃったように、やはり多くの県民の皆さんやさまざまな分野の方を巻き込みながらやっていかなければならないので、どういう方法がよりよい条例をつくれるか、それは執行部の皆さん主導してやるのがいいのか、あるいは議員発議でやるのがいいのか、その条例の検討方法については議論をしていく必要があろうかと思いますが、本日は請願の趣旨の審議でありますので、この請願の中身については、ぜひともきょう採択ということによって皆さんの御理解をいただきたいというふうに思います。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○及川あつし委員 結論から申し上げます、あえて継続審査にすべきという意見でございます。千葉県の条例制定の過程を見ますと、研究会20回、タウンミーティング32回。この過程でいろんな県民の皆さんやら、また意識をしないまでも差別をしていた方々が、この問題について意識が高まり、そして結果として条例ができたというプロセスに私は大変な意義を感じておりますし、前回の打ち合わせ会でも総括課長さんから、条例の制定とともにその過程が非常に大事だったというようなお話を伺ったところでございます。

そうした意味において、先ほど質疑の中で、いわゆる差別事例について、高橋博之委員はこの問題について非常に造詣が深いわけでありまして。この請願にもございますが、賃金の不払い、年金着服、いろいろな問題があるとは思いますが、条例を制定する以上、もう少し幅広く立法事実というのを集積していくのが議会の役割だというふうに思っております。その立法事実を集積していく過程こそがこの問題の解決の一步につながるという根拠から、あえて継続審議をする中で、あとは委員長に取り計らいをお願いするわけですが、さまざまな団体の皆さん等から意見を聞きながら、この問題についての県民意識の高揚、醸成等も図っていったら、同時に時間も、ある程度どこかで区切りをつけなければいけない問題でもありますので、その取り扱いについても環境福祉常任委員以外の各会派の県議会議員47名すべてがある一定の理解を示し、その出口をともにされていくという所要の期間が必要と思われまして。その趣旨で、ぜひこの請願については前向きに継続審査するという意味で、今回は継続的なお取り計らいをお願いする次第でございます。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 それでは、本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○千葉康一郎委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、委員会室の整理のため、若干お待ち願います。

では、続けます。次に、受理番号第 18 号灯油・石油製品の異常高騰への緊急対策を求める請願を議題といたします。

なお、保健福祉部関係は項目の 1 となっております。項目の 2 につきましては、先ほど環境生活部の審査において、請願陳情受理番号第 17 号として審査いたしております。

それでは、当局の参考説明を求めます。

○下屋敷地域福祉課総括課長 本請願の福祉灯油の部分でございますけれども、お手元の方に資料がまいているかと思っておりますけれども、現在福祉灯油という制度につきましては、北海道だけで行っているというところがございます。北海道の場合は、道として補助を地域政策総合補助金というもので市町村に出しているわけがございます。そのページにもございますけれども、補助率 2 分の 1、補助下限額が 50 万円という形になっておりまして、高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯であって、市町村民税の非課税世帯に出すということで、生活保護世帯は除くということがございます。

助成の実施市町村につきましては 37 市町村、あとそれ以外のいわゆる中核市、政令指定都市は外しておりますので、それから額の小さいところが 13 市町村ということで、合わせて 50 市町村が実施しているというように伺っているところでございます。

それで、申請に基づきまして、出し方としては灯油のリッター券、あるいは現金として口座振り込みをすると、いろいろな手法をとっているところでございます。

それから、その他、特別生活資金ということで、これは道単独でございますけれども、貸付制度もあるというように伺っているところでございます。

新聞報道によりますと、これは 12 月 5 日付でございましたけれども、国におきましては、緊急の原油高対策として、今申し上げました北海道の福祉灯油制度を参考に、低所得者層などを対象に灯油代の一部を補助する制度を検討しているというように聞いておりまして、早晩、その結果なりが出てくるのではないかと思われるところでございます。

なお、本県といたしましては、下の方でございますけれども、県社協、市町村社協を窓口といたしまして、生活福祉資金等も設けているということでございます。

本県としては、いずれまずは国の緊急対策の動向を注視してまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○千葉康一郎委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川あつし委員 1 点だけ伺います。本県の市町村でこのような制度の導入を図ろうという動きがあるかないか、お知らせください。

○下屋敷地域福祉課総括課長 現在のところ、そういう私どもに対する問い合わせ、あるいはそういう動きというのは、聞いているところではございません。

○及川あつし委員 はい、わかりました。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって、保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、県行政に関する基本的な計画の変更に係る報告についてほか3件について発言を求められておりますので、これを許しますが、ここで5分ほど暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○千葉康一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど申し上げましたように、執行部から、県行政に関する基本的な計画の変更に係る報告についてほか3件について発言を求められておりますので、これを許します。

○野原企画担当課長 県行政に関する基本的な計画の変更に係る報告につきまして、お手元の条例議案等の概要資料16ページ、17ページに基づきまして御説明いたします。

変更する計画は岩手県保健福祉計画のうち保健医療編であり、基準病床数を見直すものでございます。なお、この保健医療編は、医療法により都道府県に作成が義務づけられております医療計画に当たるものでございます。

見直しの背景でございますが、新しい医療計画については、現在見直し策定を進めているところでございますが、基準病床数につきましても、医療計画と一体のものであることから、あわせてその見直しを行うものでございます。

見直し案につきましては、この16ページに掲げているとおりでございますが、その考え方でございます。これは、国が定めます算定方法により各保健医療圏域ごとに基準となる病床を示すものでございますが、算定に用いる数値について、必要な事前修正を行うものでございます。

なお、17ページ、留意事項に掲げてございますが、この見直し案で示しました数字は、現時点の人口等を用いて算出した暫定値であり、今後最新の統計指標等を用いて確定値とするものでございます。

参考として、基準病床数と既存病床数の関係をお示ししてございます。この両者の関係でございますが、既存病床数が基準病床数を超えている圏域、いわゆるオーバーベッドの圏域

につきましては、新たな病床の増加が原則としてできないこととなっているものでございます。

この基準病床数は、現時点の暫定値でございます。傾向といたしましては、この変更により、現在すべての圏域で基準病床数を超えている病床過剰の状況にございますが、胆江、両磐、気仙の3圏域で新たな病床の設置が可能となるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○千葉康一郎委員長 いろいろと御意見、御質問等もあろうかと思いますが、一通り報告をいただいた後に、あれば伺いたいと思います。

○古内保健福祉企画室長 それでは私からは、保健所の支所及び出張所の見直しについて、御報告を申し上げます。保健所の支所につきましては、岩手県保健所設置条例の告示、また、出張所につきましては、岩手県行政組織規則の規定に基づきまして設置しているところがございますけれども、それを見直そうと考えているものでございます。

まず初めに、お手元の資料の19ページを御覧いただきたいと思います。参考のほうでございますが、若干これまでの経緯を説明させていただきます。

平成9年4月1日から地域保健法が改正施行されました。このときに、住民への直接的なサービス、例えば母子保健サービスなどでございますけれども、多くのものが市町村へ移譲となりました。これにあわせて、保健所の配置等を見直しまして、左側の方ですが、平成8年度までの15の保健所体制を、9年度以降からは10保健所、2支所、1出張所に再編し、現在に至っているところでございます。

当時、支所、出張所を設置した理由といたしましては、市町村へ移譲された業務が円滑に実施されるために、地域によりましては県の一定の補完的な支援が必要だったということなどからでございます。

なお、遠野支所が2カ所出てまいりますけれども、これは当初、平成17年度までは釜石二次医療圏にございましたが、圏域を変更いたしまして、18年度から岩手中部となっているために、このような記述になっております。

18ページにまた戻っていただきます。1の見直し方針でございますが、花巻保健所遠野支所を平成21年3月末をもって廃止し、花巻保健所に集約しようとするものでございます。

また、一関保健所大東支所につきましては平成20年3月末をもって廃止し、一関保健所に集約しようとするものでございます。

また、宮古保健所岩泉出張所につきましては平成21年3月末をもって廃止し、宮古保健所に集約しようとするものでございます。

見直しの理由として3点整理しております。一つは、保健所の役割といたしまして、市町村相互の連絡調整でありますとか、専門的な技術的助言、さらには市町村職員の研修など、広域的な役割が求められているものでございますけれども、支所、出張所の組織体制では十分な支援が結果としてできていないということがございます。実際のところ、広域的な役割は本所でほとんど行っている、そのような状況がございます。

また、平成9年度当時、支所、出張所を設置した意義、先ほど申し上げました補完的な支援でございますけれども、それがこの10年の間に市町村の保健師さん等が実績を積み重ねてこられてきて、力をつけてこられたということで、県が補完的な支援をする、そうした意義が薄らいできていることがございます。

そして、支所、出張所を置くことで広く薄く職員を配置しているということになりますけれども、今後保健所に求められます感染症等の発生に備えた健康危機管理体制でありますとか、生活習慣病予防に取り組んでいく際にも、医療保険者でありますとか、それら関係団体への専門的、総合的な技術支援機能を果たしていくためには、専門職員の集約化が必要であるといったことでございます。

支所、出張所の廃止、集約化に伴います地域住民への直接的なサービスについてでございますけれども、これにつきましては、可能な限り利便性の低下を招くことがないように、関係市町村の考え方などをお聞きしながら、例えば難病の支援関係でございますが、特定疾患医療者受給者証の申請の受理等でございますとか、犬、猫の引き取りなど、個別の業務の対応につきましては十分な協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。また委員の皆様方の御意見も伺いながら、誠実かつ丁寧に今後対応してまいりたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○高田保健衛生課総括課長 私の方からは、現在策定を進めております、岩手県動物愛護管理推進計画について、その概要を説明させていただきます。お手元の資料の20ページに概略を書いております。

まず、策定の根拠でございますけれども、本県としましては、もう既に平成17年3月に動物愛護及び管理に関する条例を制定し、幅広く動物愛護の高揚を含めて対応をとってきたところでございますけれども、動物の愛護及び管理に関する法律が改正されまして、その改正の中で、都道府県は環境大臣が定める基本方針、ちょっと長いのですが、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針というものでございますけれども、これに基づきまして、各都道府県では動物愛護管理推進計画を平成19年度中に策定し、20年度から適用していくというようなことが示されているところでございます。

2番目の策定の目的でございますけれども、これにつきましては、各地域の実情を踏まえまして、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的な方向性、また中長期的な目標を明確にし、その目的の達成のために総合的かつ効果的に事業を推進することを目的としているものでございます。

次に、計画（案）の概要でありますけれども、計画の期間は平成20年度から29年度までの10カ年計画で考えてございます。

計画の基本的な方針としましては、本計画のサブタイトルにもしておりますけれども、「人と動物が共生する社会づくりに向けて」ということで考えてございます。

現状と課題の分析でございます。計画の策定に当たりましては、現状の把握とか課題の分

析が必要でございますけれども、それに当たりましては、まず本県における犬の登録頭数とか、あるいは捕獲頭数、犬・猫の引き取り頭数等の統計資料を分析するとともに、本年5月から6月にかけて県政モニターに動物の愛護及び管理に関する県民意識についてアンケート調査をさせていただきました。

これらの結果につきましては、お手元の一番最後のページに添付してございます、動物愛護計画の案というものを outs せていただいておりますけれども、それにつきましては、第1、計画の概要、それから第2、本県の動物愛護管理の現状と課題という項目で記載をさせていただきます。

次に、具体的な取り組みでございますけれども、明らかとなった現状とか課題を踏まえまして、次のとおりの施策を個別、具体的に取り組みをしていくということで記載をさせていただきました。まず最初に、アとして、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項ということで、そこに書いてございますように、①から③の項目について記載することとしているところでございます。

次に、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項というところでは、そこに書いてございます①から⑥、動物の健康と安全、あるいは危害の防止、動物の個体識別、動物取扱業の適正化、あるいは学校飼養動物に対する支援等の項目で記載をしております。

次に、ウの施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項につきましては、①から⑤に書いてございますように、動物愛護推進員の委嘱ですとか、動物愛護推進協議会の設置等の項目を記載してございます。特に⑤の災害時の動物救護対策の推進ということでございますけれども、これは岩手県防災計画でも記載はしておりますけれども、最近皆様御存じのとおり、阪神淡路大震災とか、今年あった中越沖地震、これは被災者の人間の方も非常に大事なのですけれども、一方で避難所生活における動物と人とのかかわりの中で相当いやされた、あるいは動物と一緒にいることができなければ避難できないというような意見もありまして、人と動物の間の関係を十分に対応をとっていかなければならないという考えに立ってございまして、既に地域防災計画の中にも取り込んでございますけれども、それを改めてきちんとした形で対応していこうということで、ここには災害時の動物救護対策の推進ということも項目として入れさせていただきます。

それから、エのその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項ということで、①の飼い主への返還のための機会の拡大等、3番目の動物愛護管理行政担当職員の資質の向上というところまで、合計アからエまでの項目の各項目につきまして、お手元の案の方で施策の1から施策の17というところで示させていただきますので参考にいただければと思います。

それから、(5)の計画推進目標の設定でございますけれども、これにつきましては、計画を推進していく上では、やはり一定の目標等がなければ、成果を評価するに当たっても大変だというようなことで、犬の返還率とか、注射率の向上とか、その他いろいろな数項目にわたって目標の設定をしているところでございます。この計画の目標につきましては、案の

17 ページに記載しておるところでございます。

(6) の計画の見直しでありますけれども、この計画自体は、先ほど申し上げましたとおり、20 年からの 10 年計画ということで考えてございますけれども、国において基本指針を平成 24 年に見直す予定だということを聞いてございます。まだ確定のところではありませんけれども、この 24 年の指針の変更があった時点で、我々の計画についても見直しを図っていきたいというふうに考えております。

4 番目、最後になりますけれども、今後の予定でございますけれども、本日皆様にお示ししていますこの計画案につきましては、まだ策定途上のものがございます。これらにつきまして、さらに来年 1 月からパブリックコメントを行いながら、かつまた関係団体等の意見をお伺いしながら修正を行い、できれば 2 月ないし 3 月にはきちんとした計画として皆様に公表していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○下屋敷地域福祉課総括課長 私の方から、民生委員・児童委員の一斉改選について御説明させていただきます。民生委員さん、児童委員さんにつきましては、任期 3 年ということで、新たな任期が今月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日ということになっております。

これの定数でございますけれども、国で示す配置基準では 3 段階に分かれておりまして、例えば人口 10 万人以上の市でございますと、170 から 360 の間のいずれかの数の世帯ごとに 1 人というような形で 3 つの段階で分けております。幅があるわけでございますが、市になるとなかなか厳しくなるというような状況でございます。

定数でございますけれども、今般定数を見直しいたしまして、現行定数 3,362 人を 3,329 人とさせていただいたところがございます。

定数の増減別市町村では、増減なし 28、増加が 3、減少が 4 の市町村でございます。

先ほど申し上げました、国の基準を超過している定数配置の市町村が 5 市でございます。これの超過定数の総数でございますが、156 人という形になっているところがございます。

定数設定の考え方でございますけれども、配置基準内の希望市町村につきましてはそのとおりでございますが、今申し上げました基準の超過配置を希望するといえますか、そうなる市町村につきましては、今回につきましては市町村合併によりなかなか難しい御事情だということもございますので、暫定的な取り扱いとして要望どおりの定数を設定したところでございます。

なお、次期改選時におきましては、基本的に超過定数を解消していただきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

委嘱状の交付でございますけれども、12 月 1 日付で 3,297 人の委嘱をし、厚生労働大臣の委嘱状でございますが、配置しているところでございます。欠員が 65 ということで、これは早晩、候補者が決まれば委嘱になるという形になろうかと思っております。

なお、住民のプライバシー意識が非常に高まっているということもございますので、年度内、できれば早急に、民生委員、児童委員さんの身分証明書を発行したいと考えているところでございます。

それから、活動費の助成でございます。5番目でございますけれども、県の方では、県単で活動費の助成を行っているところがございますけれども、平成20年度につきましては、東北各県の最近の状況を見ますと少なくなって減額をしている県がふえているということでございます。本県は非常に高いといえますか、額が大きく助成をしているというようにもございますし、地方交付税の措置の対象にもなっているわけですが、その推定試算よりも少し超過してふえているということもございますので、助成単価につきましては減額の方向で現在検討を行っているという状況でございます。以上でございます。

○千葉康一郎委員長 ただいま県行政に関する基本的な計画の変更に係る報告等について3件ございましたが、これに質問があれば、伺いたいと思います。

○及川幸子委員 まず私から、この保健所の支所及び出張所の見直しについてお伺いしたいのですが、遠野、大東、岩泉がなくなります。先ほどの当局の説明では、誠実かつ丁寧に対応していきたいという、とても心温まる最後のお言葉をちょうだいしたいと思います。

しかしながら、ここに書いておりますとおり、地域住民への直接的なサービスについては利便性の低下を来すおそれがあると、はっきりここで弁明しております。まさにそのとおりだと思っております。先ほど公衆浴場の施行条例も改正されるということですが、いろいろなところで、これから保健所の役目というのがどんどん求められるときに、果たしてこれが住民の理解を得られるかということで懸念するものです。遠野支所、大東支所、岩泉出張所がなくなることに、住民から寄せられる声というのはどういうふうを受けとめられているのでしょうか。

○古内保健福祉企画室長 この見直しにつきましては、これまで住民の方々に直接、このようにしたいということでお示しをして御意見をちょうだいした経緯がございます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、いずれ利便性が低下しないように、さまざまな工夫をしていきたいということで、若干事例も申し上げました。例えば難病の方々、弱い方々がどうございます。そうした方が申請書を提出するときに、今までは近くに提出できたのが遠くなると、当然、利便性が低くなるわけですが、そういうことが起きないように。例えば大東の場合でありますと、一関市役所の大東総合支所の方にその窓口を置かせていただいて、ある一定期間ですが、受け付けをさせていただくとか、そういったことで個別に丁寧に対応してまいりたいと、そういうことで申し上げたところでございます。

○及川幸子委員 保健師さんの役割というのはとても大きかったと思いますが、母子の方々に対しての部分などは市町村に移行されるということで、これは決定されるのだと思いますが、岩手県内、大変広うございまして、遠野から花巻にお母さんが子供を連れていくとか、大変利便性がなくなってくるのではないかと思います。遠野とか大東、岩泉の職員配置はどうだったのでしょうか。

○古内保健福祉企画室長 保健所の職員の配置状況。

○及川幸子委員 はい。

○古内保健福祉企画室長 遠野支所からまいりますけれども、現在支所長を含めて6人お

ります。大東支所は、千厩に1人、兼務職がごございますけれども、兼務職員を入れると6名でございます。岩泉出張所は4名でございます。

それと、今お尋ねがございましたが、母子保健の関係です。先ほども申しあげましたように、そのほとんどが市町村に権限がおりているということで、例えば1歳児健診、3歳児健診等はもう既に市町村で実施。平成9年、地域保健法が施行された段階で市町村の方におりているというような状況でございます。

○及川幸子委員 それでしたら、平成9年からということで、その部分については心配がないわけですね。今後においても住民サービスが低下されないように、いろいろ取り締まっていかなければならない、啓発していかなければならない問題もあると思いますので、今後においてもいろいろと取り組んでいただきたいと思います。

次、民生委員でございますが、減数になるというのは新聞でも報道されております。県南においては一関と花巻が減数だったのでしょうか。ちょっと先にお尋ねします。

○下屋敷地域福祉課総括課長 県南部でございますけれども、花巻が14人超過になっています。あ、定数減の。

○及川幸子委員 ええ、減の。

○下屋敷地域福祉課総括課長 減の市町村につきましては、花巻、一関、二戸、それから普代村が減になっています。以上でございます。

○及川幸子委員 私、そういう新聞報道を見て、この市町村合併により配置基準までの減員が困難であったと載っていますけれども、市町村が大きくなる、しかしながら民生委員の方が減らされる。私は、この地域を見ますと、民生委員の方がいろいろと手助けしている部分というのは、ひとり暮らしの多い地区だと思うのです。何もないところは、民生委員の役割というのは余りないと思いますが、ひとり暮らし、どういうことに困っているか、病気になったときとかそういうときには民生委員にゆだねる部分が多いと思うのです。そういう部分の地域の把握というのはなされているのでしょうか。170から360の間のいずれかの数の世帯ごとに1人ですが、大変忙しい民生委員さんと、全く仕事のない民生委員さんとばらつきがあるようです。その辺のところ、この配置マイナスについて、ひとり暮らしという部分ではどうなのでしょう。

○下屋敷地域福祉課総括課長 今及川委員からお話がありましたとおり、市町村合併に伴って、いろいろ激変緩和というようなこともございましたので、あるいはまた、自治区の見直し等にあわせてやりたいとか、いろいろな御事情等もございましたので、市町村さんの要望を入れて暫定的に取り扱ったということでございます。

それから、民生委員さんの活動については、活動の頻度とか、それから相談内容とか、非常に私どもの目に見えないところでございます。いろいろな差はあるかと思っておりますけれども、ただ、いろいろな面で御活躍なさっているということには間違いはない、そのように受けとめてございます。

○及川幸子委員 最後です。すみません、活躍しているのはわかりますので、その頻度です。

やっぱり足りないところは、国の施策で削っていただくだけではなくて、ふやすところもあってしかるべきと考えますので、今後もそういうところに注意してやっていただきたいと思えます。以上です。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○樋下正信委員 今及川委員から話がありましたけれども、この保健所です。先ほどの話を聞いていて、花巻の方に統合されるということで遠くなるというのは一つの大きな問題ではないかと思うのですけれども、母子保健とか障害を持った方々が申請とかいろいろな形で不具合が生じてくる部分というようなお話もあったわけでございます。そのほかに何か、これから出てくる問題で考えられるようなことがあれば、一つお聞きしたいと思えます。先ほど盛岡の場合は中核市になったということで、条例を改正する議案もあったわけでございますけれども、盛岡は独立してそのほかに従来の盛岡広域圏の中で県央保健所というのできるわけでございます。我々の住んでいる盛岡周辺の場合は、そういう意味では逆に厚くなって、格差と言ったらいいのか、そういうふうな部分が生じていくのではないかと懸念されるわけでございます。県北とか沿岸の振興対策というようなことも言われているわけでございますけれども、その辺の整合性と言ったらいいか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○古内保健福祉企画室長 まず、ほかに懸念されるものはないかということでございます。あとは、例えば、犬、猫の引き取りなどもそういったものに当たるのかなど。今保健所、支所、出張所のほうで、犬、猫を飼い主さんがいろいろな御事情で引き続き飼えなくなったから引き取ってほしいというようなことで、そういったことにこたえているわけです。お預かりしています。そういったものが廃止になればどうなるのかということはお預かりしては、それは今後関係する市町村の方と御相談させていただいて、一時預かっていただく。そして、保健所の方で取りにお伺いするというようなことで、これはある程度カバーできるのではないかと思います。

あと、食品営業許可等の問題もございますけれども、これも新規の申請の方は、今までは近くで申請そのものはできたのだけれども、それがちょっと遠くなるということは、これは生じてくるかもしれません。いずれ、そういう飲食店を開業したいという場合は保健所の職員が実際に見にいかねばなりません。どうしても一定の手間暇がかかるということでございます。新しく店を開く場合、手続で御負担が生じてくる部分は出てまいろうかと思えますけれども、そういったことについてもできるだけ、例えば更新をしたい、飲食店を引き続きやりたいというときの手続などは、食改協（後刻「食品衛生協会」と訂正）さんの方とも連携しながら、遠くまでわざわざおいでいただかなくても手続できるようなことにも取り組んでいきたいということです。いずれあるものをなくするという考えですから、当然100点が150点になることはなくて、ある部分ではどうしても御不便をおかけすることは出てくるだろうと思えます。ただ、それに対してできる限りのことを知恵を出してやりたいと、そういうことでございます。

それから、盛岡市に保健所ができることで、盛岡市がサービスが厚くなるのではないかと。これは当然、そういうことになろうかと思っております。盛岡は中核市になるということで、サービスは恐らく向上するだろうと思っております。そのほか集約化した場合に、いわゆる沿線沿いの保健所が充実するのではないかと。これは、一つのねらいとして、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる専門高度な部分に対応していかなければならないという、保健所に課せられた大きな命題みたいなものがございまして。そうした際に、専門職員を単数で置くのではなくて、複数以上置くことで、お互いの力量アップにもつながりますし、お互いが研修する、教え合うというようなこともできます。緊急の場合も、1人ですと、出かけているともう対応が難しいわけですが、複数いることによって即時対応できると、そういうことも可能になってまいります。

そういう意味で、ある部分、確かにマイナスの部分が出てこようかと思っておりますけれども、県全体でそれを集約化することによって何とか対応してまいりたいと、そういう考え方がございまして。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○及川あつし委員 手短に申し上げたいと思います。

○千葉康一郎委員長 ええ、手短に。明瞭、細大漏らさず。答弁もお願いします。

○及川あつし委員 了解です。

動物愛護管理推進計画について、問題意識だけ一つ。前から私ちょっとと思って研究をした経過もあるのですが、飼い主さんの受益と負担について、今回ぜひ盛り込んでくれとは申しませんので、将来的な課題として検討していただきたいと思うわけでありまして。

以前ペット税というものを法定外目的税、または普通税、ちょっと考えたことがあるのですが、課税主体、犬と猫を飼っている人だけに課税するのかとかいろいろ、実際課税しても負担を負っているのは市町村、特にごみの増量という部分があるかと思っておりますし、適正な飼育というものに関してはまだまだ課題があるかと思っておりますので、ちょっと問題意識としてお持ちいただきたいというふうに思うところでございまして。

これは時間があれですけれども、大事な問題ですので、1点だけちょっと野原課長さんの説明の、基準病床数の変更に伴ってであります。過日依頼調査もいたしまして、若干いろいろお聞きした経緯もございましてけれども、過日複数の病院経営者の方から相談を受けました。私も何のことかわからなかったわけですが、いわゆる基準病床数が変わることによって、各、中規模の病院経営者と言ってもいいのでしょうか、施設の移転とか、また改修等が出てくるという課題を抱えているようであります。

一方で、11月30日に都市計画法が改正になったことによって、これまで病院として適地であったものが適地でなくなったということで、これも11月30日、都市計画法が改正になっておりますし、そして今度医療計画制度、これは20年4月から適用ですか、病院経営者の方々は非常に今悩んでいる現状がございまして。

もちろん、把握をされていると思うわけですが、ぜひ県土整備部、都市計画法の

改正に伴う部分との整合で、病院経営者の皆さんが今後についていろいろ不安を持っている事項でもありますので、その現状についてきちんと把握をして、病院が適正に配置されるように、またベッドが適正に配置されるようにという配慮をしていただきたいわけであり、また、県としてどこまでできるのかというものはわかりませんが、何か所見があれば承りたいと思います。いずれ対応方、よろしく願い申し上げたいと存じます。

○野原企画担当課長 まず、既存病床数と基準病床数の関係でございますが、こちらにつきましては、既存病床数が上回っている地域で、病院の建て替えでありますとか、あとは病棟の改修でありますとか、そういったものはいわば既得権的に行われているものでございまして、そういったものでオーバーベッドしているからこちらができないとか、そういうものではございません。あくまでも、オーバーベッドしている地域で新しい医療機関、ベッドはできないという意味づけでございます。

また、都市計画法との件につきましては、今後留意していきたいと思っております。

○千葉康一郎委員長 ほかにありませんか。

○小野寺有一委員 私も手短かに2点。1点は、先ほどから何度か取り上げられておりますが、まず保健所の問題でございますけれども、地域産業保健センター事業という、労働局が中心になってやっている事業がございます。私は当選する前までそのコーディネーターを務めていたわけですが、やっている内容は、50人以下の事業所に対して産業医が提供すべき産業保健サービスを提供するという事業を行っているわけでございます。この地域産業保健センター事業というのは、労働基準監督署が置かれている郡市医師会に対して委託をされるというシステムをとっております。そして、その活動範囲というのは、その労働基準監督署の所管する地域という形になっているわけでありまして。

そうしますと、遠野市というのは、釜石労働基準監督署の管轄でございますので、そういう産業保健サービスを提供するに当たって、今保健福祉部の方でも盛んに取り組まれていますけれども、地域連携、今はいろいろな機関との連携を模索している段階だと思っておりますけれども、基本的に釜石の労働基準監督署が遠野市まで管轄をされている。だけれども、今は遠野市の支所があるからいいけれども、これが花巻に集約された場合には、一体、この遠野市のそういう保健福祉サービスの連携について、どこと連携していけばいいのかという問題が生じてくるように私には思われます。

したがって、それをどのようにカバーをしていくという地域の連携、いろんな諸機関のそういう圏域のずれをどのようにカバーしていかれる方策をとられるのかということについて、1点お尋ねをしたいということでございます。

2点目は、動物愛護管理推進計画のことで、基本的な方針が人と動物が共生する社会という非常にすばらしい理念が書かれているわけですが、その具体的な取り組みを見ると、犬や猫の適正な譲渡の推進、あるいは動物の適正な飼養及び保管を図るための施策、あるいは所有名義、動物取り扱い、それから実験動物及び産業動物の適正な取り扱いの推進というふうになっておりますが、文言のことでありますので厳しく申し上げるつもりはありませんけれども、

人と動物が共生する社会ということのタイトルから考えて、やはりもう少し言葉の使い方についてはデリケートであるべきではないかというふうに思います。これは意見でございます。以上でございます。

○赤羽保健福祉部長 これから保健、医療、福祉の連携が非常に重要になってまいります。健康づくりの視点ということからすれば、母子保健、それから学校保健、職域保健、高齢期になってからの保健、あるいは働いていない方であれば地域における保健、そういったことを連携してやっていかなければならないと思っております。

そうしたことをやっていく上で、遠野支所がどういう位置づけで今まで動けたかということが一つあると思います。實際上、そうした連携のための機能をきちんと果たしていくためには、先ほど古内室長が申し上げましたように、ある程度の専門性の集積とか、あるいは医師のもとでのいろいろな指導といったことが必要になってくると思います。

いわゆる出先、窓口としての支所の役割というのは非常に大きかったと思うのですが、こうした連携の構築といったことにつきましては、既にこれまでも花巻の本所が扱ってきたといったような経過がありますので、花巻の本所の方でそうした連携の仕組みづくりについては関係機関と十分に協力しながら仕組みづくりをしていかなければならないと考えております。

遠野地区の位置づけにつきましては、実は以前は釜石広域圏に入っていたわけですが、県南広域振興圏ができる際に、地元市の御希望もあって県南振興圏で保健所の管轄もそういった形で切りかえた経緯がございます。一部、国の取り組みとねじれが生じているところは確かにあるかと思いますが、そうした部分については、本所の方で十分留意して進めていく必要があるのではないかと考えております。

○千葉康一郎委員長 このただいまの報告について、ほかにありませんか。

○古内保健福祉企画室長 大変すみません、先ほど、私の発言の中に誤りがございましたので訂正させていただきます。食品営業許可の関係で、例えば食改協と協力をさせていただきと申しあげましたけれども、それは食品衛生協会の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

○高橋元委員 動物愛護の関係で、個体識別の関係なのですが、マイクロチップ等を埋め込みますとか、そういうことが書いてあったのですが、今の時代ですので、登録時に例えばデジカメで撮って、それで犬の種類別に登録しておくとか、それを今度県内で写真を共有できるようにとか、それらをやると迷子の犬とか、所有者を簡単に見つけ出すことができるのではないかと、そんなふうにするのですが、その辺の研究はされているのですか。

○高田保健衛生課総括課長 高橋委員のそういう議論は動物愛護団体からもよく出ておるところでございます。マイクロチップはマイクロチップで個体識別として非常に大事な、進めていった方がより…。例えば写真を撮っても、飼っている間に大きくなったり、容貌が変わったりすることがございますので、迷子になったときの写真としては使えるかもしれませんが、一生飼い続けるとか、あるいはいろいろなことで人に渡る、野犬を捕獲し

た、放浪犬を捕獲したというときには、本来ならば狂犬病予防法で鑑札をつけておかなければいけないのですけれど、それは十分に使いづらいかということによって装着率がかなり悪いとかという現実があります。ですから、将来的に、より普及できればマイクロチップをやっていくのが将来的な一番いい方法かということで、マイクロチップは推奨していきたいと思います。

ただ、写真を撮っているいろいろな意味で今はIT時代ですから、迷子を探すというような場合にホームページに掲載して、それを活用するというようなことは将来的に考えていかなければいけないと思っております。

○千葉康一郎委員長 この際ですから、ほかに何かございますか。今の報告についての質問はないものと私判断しましたので、以外のことではございませんかということです。○高橋元委員 一昨日県のがんフォーラムに出席させていただきましたが、その中で休憩タイムに女性の方が非常にトイレに並んでいるということで、会場の設定をもう少し別なところにしてもらった方がよかったのではないかという思いがちょっとしました。

それから、フォーラムの中では、県の方の説明は、今計画を組んで、来年3月にそれが固まるという説明でしたが、がん患者の切実なところは、今の自分たちのがんの状況で、どこで治療を受けたらいいのかという。私一般質問で、がん難民ということで取り上げさせていただきましたが、相談窓口がそれぞれの病院でしっかり定まっていればいいのですけれども、できれば県で一つ、ここへ相談してくれと。そうしますと、すぐにはできないのだけれど、1日か2日後に回答ができるとか、あるいは聞きに来てください、相談に来てくださいと、そういうふうな体制はすぐにもとれるのではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○柳原医療国保課総括課長 がん医療に関する情報提供のあり方についての御質問、御提言でございます。県立病院を始めといたしまして県内の病院には、一般的な医療の相談窓口は設置されているというふうに我々は把握をしております。

その中で御質問の趣旨は、がんの専門的な部分についての情報提供等を行う窓口ということだと理解いたしますと、まず今後のがん対策の推進計画の方向性にもかかわると思えますが、がんの医療にかかわる専門的な相談窓口は、今後二次医療圏ごとに整備を進めることではどうかと考えている、県のがんの診療連携拠点病院にまずそういった専門窓口を置いていったらどうかというふうに考えております。現在においても、県立中央病院と二戸病院にはそのような機能を設置いただいているところでございます。

そういった拠点病院に専門の窓口を設置させていただいて、核となる病院から関係する医療機関の情報なども御提供できるという仕組みも一つのあり方ではないかというふうに考えています。

一方、県民の医療相談センターといったものも平成16年度から設置しておりますので、そういった点については、そのがんの拠点病院と同等の専門の情報提供は難しいかもしれませんが、一般的ながんの相談にも今後耐えうるような相談のあり方については、いろいろ

な御意見を聞きながら検討していく必要があるかというふうに考えております。

もう一つでありますけれども、情報提供については、今般の医療制度改革に伴う医療法の改正によりまして、医療機関がどのような医療の内容を実施しているのかといった情報を、医療機関から都道府県に報告する義務的な制度ができ上がりました。その情報について県で集約をして、インターネットとか、また印刷物等によりまして県内の医療機関の診療の実績、いろんな点について、国の政省令等に基づく項目について広報していく仕組みができ上がる予定でございます。

その中には当然がんの手術の件数でございますとか、がんの化学療法を実施しているのかいないのか、また放射線療法も実施しているのかいないのかといった点についても公表することになっておりますので、こうした制度を組み合わせ、できる限り県民の皆さんに必要な情報が届くように努力してまいりたいというふうに思っております。

もう1点、12月8日のがんフォーラムの会場の件でございますが、フォーラムを開催するといったことが決定した以降、講演する方々の日程調整でございますとか、盛岡市内の会場の確保の関係から、ああいった会場で開催させていただくことになりました。多くの県民の方々にいらしていただいて、大変ありがたいと思っておりましたが、御指摘のような点については、今後できるだけ留意してまいりたいというふうに考えております。

○樋下正信委員 私からは社会福祉法人のほたる会をめぐる諸問題についてお伺いしたいと思っておりますけれども、報道によると、大槌町の社会福祉法人ほたる会が運営する身体障害者養護施設、清流の里についてであります。先月行われた改善措置命令、改善勧告に対する同法人からの回答が理事会の議決を経ていないため、受理されなかった旨の報道がありました。同法人は、平成17年度決算もいまだに提出していないと聞いておりますが、今後このことについてどのように対処されるのか、1点目お伺いしたいと思います。

また、同法人をめぐるのは、数多くの問題が指摘されております。その中でも最も大きな問題は、法人の設立時における4,400万円に上る虚偽の自己資金計画と、1,600万円を超える公金の外部流出ではないでしょうか。

同法人においては、理事会も開かれていないような状況であると聞いておりますが、この問題は法人運営の域を超えた刑事責任の要素が含まれているというふうにも感じております。当局においては、この件について違法性の認識を持っているものか、またその場合、どのように対処されるのか、お伺いをしたいと思います。

○小林障害保健福祉課総括課長 まず第1点目のほたる会の法人からの回答が受理されなかったということで、どう対応するのかということでございますが、このほたる会の一番の元凶というのが、理事会においてきちとした議論がされないままに文書が提出されたり、あるいはこっちの意見はこうだ、こっちの意見はこうだというふうな二つの意見書が出てきたりといったような、理事会の中においてきちと議論されないということが一番の問題でございまして、その点に関しまして、県とすれば、理事会が機能するように、お互いに同じ土俵に立ってちゃんと議論してくれということを再三にわたって指導しているところ

でございますし、今後につきましても、先日の後、どうなっているかというのを近々また法人の方にお聞きをすることにしておるところでございます。

それから、虚偽の報告あるいは外部流出といったのが刑事問題になるのではないかというお話でございますが、県といたしましては、4,400万円等の、あるように装ったものが出てきたわけですが、それをもって、ある特定の人物が懐に入れたとか、あるいはそれを不正に流用したとかというような事案ではないというふうに認識をさせていただいております。

したがって、なぜそういう虚偽の申し立てをしたのか、あるいはそういう支払いをなぜしたのかといったようなところを中心として、そこをちゃんと事実経緯も含めて報告するように求めているところでございます。

○樋下正信委員 ということは、違法性はない、そのような認識はしていないということだと思います。いずれ理事会も開かれていないような、開いても、先ほどのようなお話の形でというようなことのでございますので、県とすれば、指導はしていますという話にはなるとは思いますけれども、いずれその辺厳しくきちっとやって運用なされるようお願いしたいと思います。

○千葉康一郎委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様、大変長時間御苦労さまでございました。退席して結構でございます。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第13号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○根子病院改革室経営改革監 県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。議案(その2)の60ページをお開き願います。

議案第13号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、県立病院改革の一環として、平成20年4月から、岩手県立住田病院を岩手県立大船渡病院の附属診療所とし、その名称を住田地域診療センターにしようとするものです。

条例改正に当たり、初めに住田病院の所在する気仙保健医療圏の県立病院の状況について御説明いたします。お手元の資料1、住田病院関係の統計資料等を御参照願います。

住田病院が所在する気仙保健医療圏では、県立病院の入院、外来患者数の減少が続く中、平成16年に高田病院の1病棟、66床を休止しましたが、平成18年度で、なお1日平均121床の一般病床があいている状況であります。このことから、さらに病床規模の適正化を進める必要があり、県立病院改革実施計画に沿って住田病院を19床の有床診療所とするものです。

なお、診療所に移行しましても、基幹病院や関係大学からの支援のもとに、引き続き地域の初期救急医療と一定の入院需要に対応するほか、訪問診療を含め、内科、外科を中心とした現行の外来診療機能を可能な限り維持するよう、基幹病院を核とした広域の医療提供体系を基本に地域医療を確保してまいりたいと考えております。

次に、本年10月に地区別に住民説明会を開催いたしましたので、その概要について御報告申し上げます。お手元の資料2、住田病院診療所化に関する住民説明会概要を御参照願います。

3地区で延べ110人の皆様に参集いただき、県立病院の患者数や経営の実情、医師の勤務環境の変化と対策、診療所化の基本方向などについて説明させていただきました。説明会を通じて、診療所に移行しても外来診療機能や夜間、休日の初期救急対応に変わりがないこと、一定の入院機能が維持されることは御理解いただけたものと認識しておりますが、病床数が減少することへの不安や、母院となる大船渡病院の充実に対する声があったことから、訪問診療を含めた外来や初期救急などの機能を維持していくこと、他の病院と連携しながら適切に入院需要に対応すること、大船渡病院の診療体制の充実に努力することなどを着実に実施することによって、地域の皆さんの不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明と報告を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉康一郎委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、医療局関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何か皆さんありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長 ほかになければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆さん、大変御苦勞さまでございました。退席されて結構です。

なお、委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、お待ちください。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情2件の審査及び所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目については、保健福祉部関係の「医療制度改革に関連する計画の策定について」

としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉康一郎委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

また、継続審査及び調査と決定した各件については、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。